

平成 29 年度 第 2 回 堺市障害者自立支援協議会

日 時： 平成 30 年 2 月 16 日(金) 13:30～16:00

場 所： 堺市福社会館 5 階 第 3 研修室

次 第

13:30～14:35

1. 区協議会及び部会等の報告について

- I 区協議会・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **資料 1** (P. 8)
- II 障害当事者部会・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **資料 2** (P. 14)
- III 相談支援ワーキングチーム・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **資料 3** (P. 22)

14:35～14:50 休憩 (15 分)

14:50～16:00

2. ワーキングチームの報告について

- I 就労ワーキングチーム・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **資料 4** (P. 26)
- II 防災ワーキングチーム・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **資料 5** (P. 32)

3. 次年度の体制について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **資料 6** (P. 39)

4. その他

I 事務局から報告

- ① フォーラムの報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **資料 7** (P. 48)
- ② 後援名義の許可状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **資料 8** (P. 50)
- ③ 視察等の対応状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **資料 9** (P. 51)

II 情報交換

【情報提供】

・堺市就労移行支援事業連絡会主催 研修会のご案内 **資料 10** (別紙)

【参考資料】 年間の会議スケジュールについて・・・・・・・・・・ (P. 52)

平成29年度 堺市障害者自立支援協議会 委員名簿

機関等	役員	委員氏名	所属
学識経験者	会長	みた ゆうこ 三田 優子	大阪府立大学
相談支援事業者		たかだ みなこ 高田 美奈子	総合相談情報センター
障害福祉サービス事業者		ふじはら まさこ 藤原 昌子	堺障害児（者）施設部会
		はやし ようじろう 林 陽二郎	堺市就労移行支援事業連絡会
医療関係機関		かしのぎ かずま 柏木 一恵	公財）浅香山病院
教育関係機関		ますだ しげのり 増田 茂則	府立泉北高等支援学校
雇用関係機関		まつばやし としのり 松林 利典	堺市障害者就業・生活支援センター
企業		こが つとむ 古賀 勉	株）グッドウィルさかい
地域福祉関係機関		ところ まさふみ 所 正文	社福）堺市社会福祉協議会
堺市		ながお まさし 長尾 正志	障害施策推進課
		まなべ あまお 眞鍋 昭生	障害者支援課
		はの としひろ 羽野 敏博	長寿支援課
		いまづ ひろこ 今津 弘子	地域包括ケア推進課
		しばた やすあき 柴田 恭明	精神保健課
		かわもり こうじ 河盛 浩司	保健所 保健医療課
		いしど ひろあき 石戸 博晃	子ども家庭課
		まりやま かずゆき 桐山 和幸	障害者更生相談所
		ながい よしお 永井 義雄	こころの健康センター
		さわ まさひこ 澤 雅彦	子ども相談所 育成相談課
		ふくだ たつや 福田 達也	堺保健福祉総合センター
専門機関		よしかわ まさのぶ 吉川 征延	発達障害者支援センター アプリコット堺
	副会長	ますだ もとよし 増田 基嘉	生活リハビリテーションセンター
障害当事者部会		まるの てるこ 丸野 照子	部会長
		しらいし みのる 白石 種	副部会長
		きたむら かずゆき 北村 和孝	副部会長
堺区協議会		たけい ひろかず 武井 大和	堺区障害者基幹相談支援センター
中区協議会		たかお ちえこ 高尾 知恵子	中区障害者基幹相談支援センター
東区協議会		おんだ てつお 御田 哲夫	東区障害者基幹相談支援センター
西区協議会		ふくい えみこ 福井 恵美子	西区障害者基幹相談支援センター
南区協議会		やら ともこ 屋良 朋子	南区障害者基幹相談支援センター
北区協議会		うえだ ひろこ 上田 尋子	北区障害者基幹相談支援センター
美原区協議会		ながよし まゆ 永吉 真由	美原区障害者基幹相談支援センター
事務局	あだち 足立 ・ すぎもと 杉本 ・ きだ 木田		障害施策推進課
事務局補助	さくらい 桜井 ・ こいで 小出		総合相談情報センター

平成29年度 各区障害者自立支援協議会 委員名簿

	堺区	中区	東区	西区	南区	北区	美原区
障害者基幹相談支援センター	高屋・菊池・杉下	高屋・佐々木・森原	船田・佐々木	堀井・田上・菅口	鹿島・溝口・小島	上田・塚本	水宮・村上
地域福祉課	川崎	高市・木村	内山	桑藤	住田	佐門	内藤・小篠 子育て支援課(産田)
保健センター	久保	山本	肥塚・伊藤	堀江	佐伯	重宝	西川
社会福祉協議会	濱田	高戸・佐川	高岡	橋本	杉下・植田・小坂	藤本	森田・小林
基幹型包括(産田)	高田・小田	小田	小田	小田	高田	小田	小田
障害者更生相談所	今村	山本	河瀬	乾	山本	芦田	辰色
こころの健康センター	辻	松尾	岩田	柴上	岩田	岩田	松尾
子ども相談所	岩田・立園	真鍋・小山	土谷	大塚・杉山	吉田	堀口・出口	真鍋
発達障害者支援センター	藤原	安居	宮井	安居	中塚	宮井	中塚
就業・生活支援センター	梶野	湯川	杉前	杉上	湯川	犬内	林
生活リハビリテーションセンター	西中	未定	増田	中島	増田	中島	増田
指定相談支援事業者	生活支援センターしんじお(産田)	オブリガード(池田)	しらさぎ(数見)	介護センタースマイル(橋本)	調登中	ケアバンド(産田)	つつじ(国府)
	相談支援センターはるかぜ(宇山)	輝ヶアワーセンター39(山下)	えると(林)	ゆうもろ(谷口)	その他	せかんど三箇が丘(松浦)	ここサボ(笑古・杉本)
	障害者(児)生活支援センターおおはま(橋本)	OSW(上原)	響い鳥(増田)	相談支援望えのき(山田)	パル茅野の里(池田)		
	相談支援事業所 あさかやま(楠井)		こもん(中川)		上神谷支援学校(宇谷・小北・井上・田中)		
	相談支援事業所 のめハウス(産田)				地域包括支援センター一統括課(天瀬)		
	相談支援事業所 風車(米谷)						
	ともにしーろりんじ(石野)	阪南病院(川井)	西洲支援高等支援学校(津)	堺支援学校(宛内・岸田)	地蔵活動支援センターわかば(国府)	基幹型包括支援センター新括課(前橋)	基幹型包括支援センター新括課(天瀬)
	グレースハウス(産田)	基幹型地域包括支援センター(産田)	阪南病院(中辻)	浅香山病院(久田)	東北高等支援学校(中川・藤原)	浅香山病院(山本)	西洲支援学校(津)
	堺支援学校(宛内・岸田)	泉北高等支援学校(中川)	ちからEAST(高畑)	堺支援学校(中川・藤原)	堺南病院(阿萬)	堺支援学校(宛内)	美原病院(野崎・松尾)
	堺市障がい者支援センター(産田)				キャラリーみなみかぜ(田村・前橋)	西洲支援学校(津)	
三箇ヶ丘病院(田中)				南達幹事地域包括支援センター(永藤)			
浅香山病院(今西)							
サポートハウスアスタウンディング(産田)							

*下線の委員が代表

平成29年度 堺市障害者自立支援協議会

障害当事者部会 委員名簿

障害枠	役員	委員氏名
身体		<small>かやはら</small> 茅原 <small>せいじ</small> 聖治
身体	副部長	<small>しらいし</small> 白石 <small>みのる</small> 穰
身体		<small>つじもと</small> 辻本 <small>いくこ</small> 伊公子
身体		<small>とらだ</small> 厩田 <small>あきひろ</small> 明宏
身体		<small>な さ</small> 奈佐 <small>せいじ</small> 誠司
難病		<small>かわぶち</small> 川淵 <small>しげみ</small> 繁美
難病		—
知的		<small>まつもと</small> 松本 <small>たかゆき</small> 隆幸
知的	部長	<small>まるの</small> 丸野 <small>てるこ</small> 照子
精神		<small>いしばし</small> 石橋 <small>ひろし</small> 尋志
精神	副部長	<small>きたむら</small> 北村 <small>かずゆき</small> 和孝
精神		<small>まえた</small> 前田 <small>しんいち</small> 伸一

平成29年度 堺市障害者自立支援協議会

就労ワーキングチーム 構成員

機関等	役員	委員氏名	所属
障害福祉サービス事業者		はやし ようじろう 林 陽二郎	堺市就労移行支援事業連絡会
		おおぐち さとし 大口 哲史	堺市就労移行支援事業連絡会
教育関係機関		ますだ しげのり 増田 茂則	府立泉北高等支援学校
雇用関係機関		まつばやし としのり 松林 利典	堺市障害者就業・生活支援センター
企業		こが つとむ 古賀 勉	株) グッドウィルさかい
堺市		よねざわ ちさき 米澤 千咲	障害者支援課
専門機関	副会長	ますだ もとよし 増田 基嘉	生活リハビリテーションセンター
区協議会		うえだ ひろこ 上田 尋子	北区障害者基幹相談支援センター
事務局		あだち すぎもと 足立・杉本	障害施策推進課
事務局補助		たかだ こいで 高田・小出	総合相談情報センター

平成29年度 堺市障害者自立支援協議会

防災ワーキングチーム 構成員

機関等	役員	委員氏名	所属
学識経験者	会長	みた ゆうこ 三田 優子	大阪府立大学
医療関係機関		かしわぎ かずえ 柏木 一恵	公財) 浅香山病院
障害福祉サービス事業者		まえはら ゆりこ 前原 由里子	南区ギャラリーみなみかぜ
地域福祉関係機関		かわばた のぶあき 川端 伸明	社福) 堺市社会福祉協議会
堺市		たどころ あきこ 田所 明子	長寿社会部 (調整・福祉のまちづくり担当)
		にしお ともあき 西尾 朋章	危機管理室 防災課
		よしだ ちさ 吉田 知紗	危機管理室 防災課
専門機関		はらた あつし 原田 敦史	視覚・聴覚障害者センター (点字図書館)
区協議会		おんだ てつお 御田 哲夫	東区障害者基幹相談支援センター
事務局		あだち すぎもと 足立・杉本	障害施策推進課
事務局補助		たかだ こいで 高田・小出	総合相談情報センター

平成29年度 堺市障害者自立支援協議会

相談支援ワーキングチーム 構成員

機関等	役員	委員氏名	所属
相談支援事業者		たかだ みなこ 高田 美奈子	総合相談情報センター
堺市障害者相談支援 専門員協会		かずみ まこと 数見 真人	しらさぎ・ネスト
		こま としゆき 駒 俊之	生活支援センター しんしょうれん
堺市		きりやま かずゆき 桐山 和幸	障害者更生相談所・障害施策推進課
区協議会		たけい ひろかず 武井 大和	堺区障害者基幹相談支援センター
事務局	あだち すぎもと きだ 足立・杉本・木田		障害施策推進課
事務局補助		こいで 小出	総合相談情報センター

平成29年度各区活動概要

	堺区	中区	東区
年間テーマ	<ul style="list-style-type: none"> ●当事者の思いを大切に、ライブステージにあった支援を考える。 ●生涯を応援するネットワークを構築する。 ●今年度は「防災」について学習し、協議会で取り組めることを考える。 	<ul style="list-style-type: none"> ○なにかきよー：「よびかけよう地域へ」～私もあなたもサポーター～ ○指定相談交流会：「なかのしゃべり場」～本音detok、増やそう、ひきたし～ <p>上記をテーマに、各交流会や地域からあがった「つぶやき」を元に取り組みを行う。</p>	<p>個別の課題から共通の原因を明らかにして、地域課題に取り組む</p>
主な活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ●上半期は、メンバーの意向や、防災ワーキングからの提言も含め、下記の機関から講師を招き、防災について協議会で学習（グループワーク）を積み重ねた。 1. 堺区自治推進課「防災について」 2. NPO法人ゆめ風基金「福祉避難所とBCPについて」 3. 錦織校区 民生委員長「民生委員の取り組みについて」 4. 錦西校区 自治連合会 会長「自主防災会の取り組みについて」 5. NPO法人びーずにおける「防災啓発の取り組みについて」 6. 堺区内作業所（きらっと・ともにしょうりんじ）での「防災の取り組みについて」 ●下半期は、これまでの学習を踏まえ、障害種別事に起こりえる課題について整理を行い、協議会として取り組むべきは災害が発生するまでの取り組み（障害者に向けた地域の自助努力を高める）であることが方向付けられた。 ●堺区のローカルネットワークにおいて、事業所の防犯訓練や、研修等で役立ててもらえる「ハルブカードの区内利用リーフレット（当事者向け）や、自由記入欄における文例集（支援者向け）」の作成を進めている。 ●H30年3月6日、今年度の堺区民生委員児童委員協議会 障害者福祉委員会研修において、エールDEねっと・さかそうネット・堺区障害者自立支援協議会が協働し、ハルブカードの区内利用リーフレットや文例集の啓発として「災害への備え ～障害のある当事者が今できること～」を企画している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○指定例会講 <全4回> ●緊急時対応事業の説明、年齢超過ケースの課題共有（事例の紹介と意見交換） ●就労A型見学ツアーの報告と、就労支援についての意見交換 ●障害児支援について「つぶやき大会」 ●今年度取り組みの振り返り ○指定相談交流会<毎月開催> ●みんな情報共有できる場、参加しやすい場を目指し、90分の交流会のうち、前半に、①困っている事（書類、記録等）やケースの相談、②地域移行ケース等の進捗共有、③新しい社会資源、専門員協会の報告、つぶやき等を共有し、後半に各月の取り組みを行う。 ●就労A型事業所見学会・報告会 ●研修会：医療と福祉の連携研修「つながる手と手 私もあなたもサポーター」 ●交流会：作業所交流会との合同企画「作業所、計画相談事業所ともに利用者を支えるチーム！～私もあなたもサポーター～」 ○作業所交流会<奇数月開催> 参加事業所同士が繋がって行ける場を目指しつつ、取り組みは2つのワーキンググループを中心に検討。 ①情報・交流会G ②イベントG ●当事者交流会を企画開催。 ●ナカアカマネットワーク（区役所内にて啓発パネル展示と自主製品の販売）開催。 ③その他 ●中区フェスタ（区民まつり）へ参加。 	<ul style="list-style-type: none"> ●防災 ○前年度の防災意識調査の分析 ○課題①指定避難所の福祉ベースの確保・地域の理解 ②作業所間での協力体制・役割分担 ③事前に家族と避難先を決める ○防災意識調査第2弾を作業所へ依頼 ○次年度：作業所交流会 ●高齢機関との連携 ○交流会を開催 ○世帯単位の支援の見え方について顔の見えるつながりを、相談する場を確保 ○次年度：65歳問題について独自のフロアチャートや紹介様式を作成 ●地域啓発 ○区民まつりに出席 ○青い鳥まつりに出席 ○次年度：障害者の特性等について地域住民への啓発研修 ●事例検討 ○7事例を独自のシートで実施 ○残った課題と原因、解決方法、地域課題の整理 ●その他 ○「自立支援協議会とは」研修開催 ○地域活動の担い手交流会に参加
その他（成果物等）	<ul style="list-style-type: none"> ●堺区通所事業所連絡会エールDEねっとでの、事業所啓発冊子の作成。 ●社会資源の共有や、困りごとを相談し合う時間を協議会内で行っている。 ①D-MATや、D-CATの情報共有。②ヘルパー支援における駐輪代の当事者負担問題。③クリニックとの連携。④引きこもりの方の居場所や取り組み。⑤自立生活援助・就労定着支援について。⑥10月22日、29日の台風被害について。 	<ul style="list-style-type: none"> ○作業所交流会<奇数月開催> 参加事業所同士が繋がって行ける場を目指しつつ、取り組みは2つのワーキンググループを中心に検討。 ①情報・交流会G ②イベントG ●当事者交流会を企画開催。 ●ナカアカマネットワーク（区役所内にて啓発パネル展示と自主製品の販売）開催。 ③その他 ●中区フェスタ（区民まつり）へ参加。 	<p>（別紙参考資料）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○防災意識調査分析結果 ○事例検討による地域課題のまとめ

平成29年度各区活動概要

	西区	南区	北区	美原区
年間テーマ	住み続けたい西区になるために	地域理解のための啓発情報整理と周知	『北区再発見・再構築』～指定相談支援事業所連絡会との連動～	地域とつながる自立支援協議会
<p>9</p> <p>主な活動内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○成功事例検討会「私やる気スイッチ押しだみたいです!」～元気になる事例検討会②～を開催(8/24) ○『高齢者関係者会議との交流会』～連携を深め、お互いの社会資源について深め合おう～を開催(10/11) ○「西区ヘルパー交流会」・「上手に付き合おう～アルコール依存症の利用者のケア～」(7/19) ・「広える」をテーマとした交流会、新年会(1/17) ○西区民生委員児童委員協議会障害者福祉委員会研修会への協力。障害体験の実施と当事者体験談「当事者が語る、地域で暮らす障害者の日常」(12/21) 	<ul style="list-style-type: none"> ○「課題集約シート」の作成と課題の抽出 ○地域活動支援センター「わかば」「いんくる」「かたくら」の紹介。 ○「情報」「啓発」に分かれてグループ活動を行う。 ○「情報」では、既存のツール「ライフステージ別相談機関のご案内」の見直しと発行(平成30年4月発行予定)、作業所の情報整理とパンフレットの作成を行う。(平成30年度発行予定) ○「啓発」では、地域交流の現状把握、「南区ふれあいまつり」にパネルの展示。 ○事業所見学会(11月8日、38名参加)、こんごう福祉センター障害者支援施設「こんごう」、特別養護老人ホーム「かんなびのさと」。 	<p>【会議運営】</p> <p>偶数月：全体会議 奇数月：運営会議</p> <p>【実施状況】</p> <p>4月：東区主催市域向け研修「障害者自立支援協議会とは」協議会委員参加</p> <p>6月：交流会① 再発見!つながる北区 ～いろいろこ知ろう 作業所・相談支援事業所～ (就B・指定相談事業所対象)</p> <p>8月：研修・交流会② 『計画相談とは』 (就B・指定相談事業所対象)</p> <p>10月：事例共有会 指定相談支援事業所からの事例発表『テーマ：母子ケース』</p> <p>11月：北区交流まつり参加 (市民啓発)</p> <p>12月：事例共有会 『テーマ：8050問題』 (高齢機関との意見交換)</p> <p>2月：年度振り返り</p>	<p>会議運営：美原区内関係機関を中心にプロジェクトに所属し、企画を進め、定例会議(毎月開催)で進捗状況を共有。全体での集まりは年2回。</p> <p>【障害理解促進P、当事者活躍の場づくりP】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○当事者・家族団体、民生委員交流会開催。 ○すこやかフェスタ(地域のまつり)に参加し障害理解啓発。当事者ボランティアを募集し協働。 ○協議会機関紙の発行。 ○ド・シ・美原Jマルシェ(授産製品販売会)運営、交流会開催。 【地域移行・定着できる美原P】 ○病院が抱えている退院困難な事例共有しながら、美原区における退院支援について協議。 ○勉強会の開催予定。 【相談支援のスキルアップP】 ○事業所情報ツールづくり検討。 ○西浦支援学校進路担当者をゲストに意見交換。
その他(成果物等)	○社会資源集			<ul style="list-style-type: none"> ○活動報告を兼ね機関紙作成 ○ド・シ・美原Jマルシェにて横断幕作成。

回答10/12事業所		東区内全作業所に依頼			
問1	【登録者】	合計324名			コメント
	生活介護	2事業所(72名)	22%		・就B利用者が過半数を超えている ・登録者数3人に対してスタッフが1人いる割合
	就労継続B	10事業所(208名)	64%		
	就労移行	2事業所(22名)	7%		
	その他	2事業所(22名)	7%		
	スタッフ	8事業所回答(118名)			
問2	【登録者障害種別】				
	身体	9事業所(52名)	16%		・知的障害者の割合が7割。 ・障害、疾患に応じて内服薬の必要性
	内、視覚	4事業所(5名)			
	内、聴覚	2事業所(2名)			
	内、肢体不自由	6事業所(26名)			
	内、内部	1事業所(2名)			
	知的	10事業所(229名)	70%		
	内、強度行動障害	1事業所(15名)			
	精神	7事業所(82名)	25%		
	内、発達障害	4事業所(21名)			
	内、てんかん	2事業所(3名)			
	内、高次脳	4事業所(8名)			
	難病	1事業所(2名)	0.6%		
問3	【1日利用者】	合計230~266名			
	生活介護	53~57名			
	就労継続B	138~166名			
	就労移行	20~22名			
	その他	19~21名			
	スタッフ	93~106名			
問4	【福祉避難所の指定】				
	はい	2事業所			
	いいえ	7事業所			
問5	問4の「はい」の対策	備蓄品の準備、避難訓練			・どう対策を取るべきか不明点が多い
問6	【防災マニュアル】あるか				
	はい	3事業所			・火災の避難訓練は実施している ・地震に対するマニュアルがある事業所は
	いいえ	7事業所			
問7/8	【非常持ち出し袋】	現状用意している→必要と思っている		関心が高い	
	水	5→7事業所		○	・水、懐中電灯、ラジオ、タオル、軍手、ビニール袋等の安易に揃えやすいものから用意している ・水や備蓄品用意への意識は高いがコスト面から準備できていない ・障害特性に応じた備えまで考えられず、各利用者自身での備えが必要 ・非常持ち出し袋(避難先への持ち出し品)と、備蓄品(事業所で3日間程度生き延びるための備え)と分別できている事業所は少ない
	ヘルメット	1→3事業所		◎	
	非常食	2→9事業所		◎	
	懐中電灯	6→7事業所		◎	
	ラジオ	6→7事業所		◎	
	毛布	2→5事業所		○	
	薬	3→1事業所		◎	
	タオル	5→7事業所		◎	
	軍手	6→6事業所		○	
	コミュニケーションツール	2→0事業所		○	
	ビニール袋	6→4事業所		○	
	遊具	0→1事業所		○	
	身分証明書	1→1事業所		○	
	カメラ	2→0事業所		○	
	地図	1→2事業所		○	
	点呼表	2→4事業所		○	
	【その他】・携帯(簡易)トイレ ・着替え(ズボン、パンツ、シャツ) ・携帯充電器(発電機能付) ・木炭				
	障害特性の応じた備え	・オムツ ・おしりふき ・離乳食			
問9/10	【スタッフの役割】	現状決まってる→必要と思っている		関心が高い	
	責任者	8→8事業所		◎	・責任者や火災担当などは概ね決まっているが、それ以外は決まっていな事業所が多い ・家族への連絡係に関しては、必要性を感じているが、担当者を決めていない
	点呼係	4→6事業所		○	
	誘導係	3→6事業所		○	
	家族への連絡係	5→9事業所		◎	
	備蓄品準備係	3→4事業所		○	
	火の元・火災対応	6→6事業所		○	
	個別対応者の付き添い	4→6事業所		○	
問11	【避難先について家族と相談できているか】				
	全くできていない	6事業所			・避難先の事前相談はできていない事業所が多い ・安否確認に不安を感じている家族も多いため、対策は必要
	数名程度		0		
	半数		0		
	ほぼ全員	2事業所			
	全員		0		
問12	【一時避難所の設定】				
	すでに設定	5事業所			・事業所の場所によって設定が難しい場合がある ・一時的に安全な場所の確認は必要
	設定できそう	4事業所			
	設定場所(当センター中庭、近くの自治会館前の公園、裏側駐車場、すぐ近所の公園、施設前の敷地、日置荘小学校)				
	設定できない、しない	1事業所			

問13	【事業所がつぶれること】				
	想定している	6事業所			・事業所がつぶれた場合、つぶれない場合の避難方法を検討しておく
	想定していない	4事業所			
問14	【事業所がつぶれない場合】				
	事業所にとどまる	6事業所			・事業所の耐震性についての検証、確認は必要 ・指定避難所の様子、機能について知っておくことが必要
	事業所から避難	4事業所			
	備考(まず職員が避難所へ行き物資の調達を行い、状況を見て利用者を避難所へと誘導する。)				
問15	【避難場所は?】				
	指定避難所	9事業所			・避難する場合の場所はほぼ指定避難所 ・指定避難所がどこかは把握している
	福祉避難所	1事業所(同法人内)			
	利用者宅、家族宅	2事業所			
	決まっていない	1事業所			
問16	【避難所ルートが通れない場合】				
	避難しない	5事業所			
	自宅へ送る		0		
	別の避難先へ	6事業所			
問17	【避難所への移動手段】				
	徒歩(見守りなし)	1事業所			・徒歩での移動を強いられるが、見守りが必要な人が多いため、スタッフで対応できるかが課題
	徒歩(見守り必要)	9事業所			
	徒歩(一部介助)	5事業所			
	車椅子	6事業所			
	車	1事業所			
	その他	1事業所(自転車)			
問18	【近隣の社会資源】				
	コンビニ	8事業所			・どのような社会資源があり、どのような機能が備わっているのかを把握しておく必要がある
	交番	1事業所			
	消防署	1事業所			
	公園	3事業所			
	その他	1事業所(東区役所)			
問19	【避難所までの時間】				
	30分以内	9事業所			
	30~60分	1事業所			
	60分以上	0事業所			
問20	【避難の不安】			関心が高い	
	指定避難所の場所が不明	1事業所			・避難することには不安があるが、何が不安なのか明確でない ・避難について、事前に相談や話し合いができていないことが課題
	指定避難所が遠い		0		
	指定避難所以外に避難		0		
	職員不足で移動できない	2事業所			
	個別対応の利用者が多い	1事業所			
	移動の危険	3事業所			
	避難経路が確保できない		0		
	事業所に留まる	1事業所			
	自宅に帰る	2事業所			
	事前相談ができていない	4事業所	○		
	指定避難所で生活できない	4事業所	○		
	集団生活ができない	4事業所	○		
	その他	下手に動いてしまうと家族が迎えに来た際に入れ違いなどで会えなくなる。			
問21	【知っている指定避難所情報】				
	種別がある(風水害・地震)	2事業所			・指定避難所がどのような場所かが把握できていない ・実際見ておくこと、どのような機能があるかを理解しておくことが必要
	備蓄倉庫がある	4事業所	○		
	災害用トイレがある	1事業所			
	3日間は公助がない	3事業所			
	3日間は地域で避難所運営	3事業所			
	教室が利用できる	2事業所			
問22	【指定避難所に対する要求】			関心が高い	
	静かな個室	4事業所	○		・排泄の問題、障害理解のある専門職、地域住民の障害理解などを避難所には求めている ・個室やベッドのなどの配慮も求めている ・安否確認できる場を求めている
	障害者用トイレ	9事業所	◎		
	安否確認	5事業所	○		
	ベッド	4事業所	○		
	薬	3事業所			
	福祉専門職	6事業所	○		
	身体介護	2事業所			
	精神的サポート	3事業所			
	話し相手		0		
	周囲の障害理解	7事業所	◎		
	福祉用具	3事業所			
	その他	2事業所(静かだけでなくオムツ交換ができる個室、情報)			

問23	【避難所1週間生活を考えた場合、困ること・要求すること】				
	【環境】	・パニックになった時に一人になれるスペース(空間) ・不特定多数の集団の中での寝食は難しい(→家族と共に過ごせるように) ・薬の確保 ・周囲の障害者への理解		・1週間の集団生活は困難 ・個室や家族と過ごせるスペースが必要 ・周囲の理解、専門職のサポートが必要	
	【人材】	・職員にも家庭、家族があり安否確認をしたい、その際一時的にでも利用者の方と関わり支援できる人 ・福祉専門職の方のサポートや、ボランティアでお手伝いして下さる方			
	【その他】	・福祉避難所への移動			
問24	【知っている福祉避難所情報】				
	対象者	3事業所		・福祉避難所がどのような役割を持つのかの理解はできていない ・福祉避難所自体の機能が定まっていない	
	介護者同伴	0			
	災害直後は開設しない	1事業所			
	指定避難所状況で開設	0			
	指定から福祉避難所に移る	3事業所			
	登録施設	3事業所			
問25	【福祉避難所に対する要求】			関心が高い	
	災害直後の開所	6事業所	○	・内服薬の確保、個室、専門職を求める声 が非常に多い ・災害直後の開所、身体障害者に対する食事・排泄・入浴等の介助も求める声も多い	
	医療的ケア	6事業所	○		
	薬	8事業所	◎		
	特別食	4事業所			
	食事、排せつ、入浴介助	6事業所	○		
	個室	8事業所	◎		
	障害理解のあるスタッフ	8事業所	◎		
	精神的ケア	3事業所			
	話し相手	1事業所			
問26	【アンケート感想】			関心が高い	
	非常持ち出し袋の用意	4事業所	○	・備蓄品の準備、家族との事前相談の必要性は感じてもらった ・事業所内で避難訓練や、マニュアル、スタッフの役割分担が必要なことも認識 ・指定・福祉避難所がどのような場所かを知ることも必要だと分かる	
	備蓄品の用意	8事業所	◎		
	避難マップの作成	4事業所	○		
	社会資源の把握	6事業所	○		
	スタッフの役割決め	6事業所	○		
	個別の避難場所の設定	3事業所			
	家族との連絡体制の確認	8事業所	◎		
	指定避難所のあり方検討	2事業所			
	指定避難所を知る	5事業所	○		
	指定避難所への避難訓練	4事業所	○		
	指定避難所の生活体験	1事業所			
	個々の避難マニュアルの作成	3事業所			
	地域の避難訓練に参加	2事業所			
	自宅に帰る調整	3事業所			
	指定避難所への避難訓練は否	1事業所			
	福祉避難所を知る	5事業所	○		
	福祉避難所のあり方検討	4事業所	○		
	通所途中で災害にあった場合、自宅に帰るのか作業所に来るのかも話しておきたい。連絡もつかないことが考えられる。				
問27	【備えとして、まず何をすべきか】				
	【避難訓練】	・災害時の体制整備を強化し、徹底する ・マニュアル作りと役割分担 ・災害時、パニックを起こさず落ち着けるよう訓練の徹底。		①避難訓練、マニュアル化 →避難訓練ハンドブックの活用 ②事業所環境の整備 →事業所内の安全確保のための配置検討・情報提供 ③備蓄品 →準備とコストの課題、利用者負担・用意(自助) ④避難場所の検討 →本人、家族、事業所で避難場所の確認	
	【環境整備】	・福祉避難所としての登録 ・事業所が福祉避難所の役割を担えるように機能強化していく ・耐震診断 ・事業所内の棚など利用者が普段過ごす居室内の安全確保 ・家具の配置の仕方 ・作業室内の高い場所へ荷物を置かないようにする。 ・建物が崩壊する可能性もあるので耐震対策を考えた。(賃貸)			
	【備蓄】	・備蓄品を確保するなどの努力はしたいと思うが管理や費用などかかかったりする ・法人として水の備蓄は定められているが、食糧についても考えなければならない ・食糧、飲料などの備蓄(1週間以上)			
	【事前の話し合い】	・利用者本人、家族との話し合い。 ・利用者のご家族と安否確認の方法、災害伝言板等			
	【その他】				
問28	【その他】				
	・個人情報の関係もあり、支援スタッフが必要な方への派遣が出来ない。 ・重度の障害者は避難所で生活できない。(当施設では60%ぐらい) ・福祉避難所へ物資が届かない事があった。(東北) ・指定避難所の運営者によって、障害者への対応が大きく変わる。 ・大地震が実際にあった地域の福祉施設の声を聴きたいです。(阪神大震災を経験していない世代の職員も入社していて、イメージがしにくいと思う為) ・近隣、作業所同士の情報交換、共有は大切だと思います。 ・他の事業所がどんな対策をしているか知りたい。				●指定避難所の福祉スペース・障害理解 ●区内作業所間での情報交換・協力体制

【平成 29 年度 東区障害市自立支援協議会 事例検討まとめ】

No.	年齢	性別	障害	残った課題	原因	解決方法	地域課題
1	28	男	知的	<ul style="list-style-type: none"> 家族の見守り体制の将来的な限界 本人の目標に現実味がない 	<ul style="list-style-type: none"> 親の高齢化 再犯率（性犯罪）の高さ 理想と現実のギャップ 	<ul style="list-style-type: none"> 家庭内の環境調整 枠の中で満足感を得られる環境整備 インパクトゴールの設定と評価 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の見守り体制・協力
2	30代	男	知的	<ul style="list-style-type: none"> 強度行動障害を受け入れる施設がない アセスメントする場がない 	<ul style="list-style-type: none"> 自傷・他害行為の原因が不明 内科的要因が関与か 	<ul style="list-style-type: none"> 計画相談、地域移行支援検討 日中活動の参加 強度行動障害支援に関するSV機能 個別対応できるグループホーム 病院の協力によるアセスメント コミュニケーション方法の確立 	<ul style="list-style-type: none"> アセスメントできる場の確保・協力の確保
3	29	男	知的	<ul style="list-style-type: none"> PWS の治療 内科的治療 母のレスパイト 親亡き後、後見制度の利用 集団生活が難しい 	<ul style="list-style-type: none"> ブラダー・ウィリー一症候群に対する専門的な支援不足 父の死去によるパワーバランスの崩れ 	<ul style="list-style-type: none"> PWS 支援者ネットワークの事例を参考 ピアの活用、地域住民の協力 サービスの継続 行動の統計と振り返り PWS 治療の医療機関、精神・内科を総合的に診る医療機関 	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関との連携
4	45	男	身体・精神	<ul style="list-style-type: none"> 入浴サービスの利用 親亡き後 母の精神疾患の治療 父の支援 	<ul style="list-style-type: none"> 高次脳機能障害 母のサービス拒否 母の老年期精神病 家族の介護疲れ 	<ul style="list-style-type: none"> 将来的な世帯分離 本人と母の課題を分ける 高齢分野からのアプローチ 地域のつながり 母の社会性の再獲得 母との良好な関係を継続 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢機関との連携
5	28	男	精神	<ul style="list-style-type: none"> 本人の地域移行への意識向上 	<ul style="list-style-type: none"> 地域移行後の生活が見えない 地域生活をしてきた時の情報不足 	<ul style="list-style-type: none"> 地域移行に向けた中間施設を利用 体験の場 入院中のショート利用 楽しいイメージを持てる環境をつくる 	<ul style="list-style-type: none"> 入院中に地域生活を体験できる場の確保
6	39	女	知的	<ul style="list-style-type: none"> 地域生活の定着 思い通りにならないと支援者との関係を切る 	<ul style="list-style-type: none"> 困った時の発信が乏しい 幼少期、就学時期の情報が不足 承認されないことへの反抗 	<ul style="list-style-type: none"> 気持ちを吐き出す場を定期的に設ける 文章で表現できる機会をつくる 地域生活を継続するモチベーションをつくる 	<ul style="list-style-type: none"> 知的障害者の地域移行の行先、方策
7	小学高学年	男	知的	<ul style="list-style-type: none"> 本人の自己肯定感の喪失 学校での過ごし方が分からない 不登校 	<ul style="list-style-type: none"> 通学の制限 支援学級のみでの行動制限 	<ul style="list-style-type: none"> 学校から相手家族への理解促進 通常級に戻す段階的な取り組み 本人ができていることの評価 自信をつける取り組み 親への働きかけ(GW) 	<ul style="list-style-type: none"> 学校の支援に対して、第三者が評価する仕組み

障害当事者部会 年間予定表 (H29)

日程・場所	司会	主な内容
4月26日(水) 福祉会館5階第2研修室	前田	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年度まとめ(確認) 今年度の活動について
5月24日(水) -	-	休会
6月28日(水) 福祉会館5階第2研修室	白石	<ul style="list-style-type: none"> 当事者交流会について 平成28年度まとめ(報告)
7月26日(水) 福祉会館5階第2研修室	茅原	<ul style="list-style-type: none"> 当事者交流会について 堺市内外サービスの調査について
8月23日(水) 福祉会館5階第2研修室	辻本	<ul style="list-style-type: none"> 当事者交流会(確認)について 障害福祉サービスについて
9月27日(水) 福祉会館5階第2研修室	梶田	<ul style="list-style-type: none"> 当事者交流会(最終確認)について 当事者部会委員について
10月25日(水) 堺市産業振興センター (旧じばしん)	-	<ul style="list-style-type: none"> 当事者交流会
11月22日(水) 市役所 本館 地下1階 会議室A	川淵	<ul style="list-style-type: none"> 同窓会の打合せ フォーラムの打合せ 当事者交流会の振り返り
12月27日(水) 福祉会館5階第2研修室	-	休会
1月24日(水) 福祉会館5階第2研修室	松本	<ul style="list-style-type: none"> フォーラムの打合せ(最終確認) 同窓会の打合せ(最終確認)
2月28日(水) 福祉会館5階第3研修室	奈佐	<ul style="list-style-type: none"> 同窓会
3月28日(水) 未定	丸野	<ul style="list-style-type: none"> 年度まとめ 茶話会

堺市障害者自立支援協議会 障害当事者部会 交流会 実施報告

日時： 平成29年10月25日（水） 14:00～16:00

場所： 堺市産業振興センター 4階 セミナー室5

対象： 市内在住の障害当事者

参加人数： 11名（身体障害4名、精神障害7名（うち重複障害 知的障害2名・
難病1名））

※ 障害当事者部会からの参加人数は9名

合計 20名

傍聴： 2名

（1）「障害当事者部会とは」

説明： 奈佐委員

（2）交流会

テーマ： 「障害福祉制度と恋愛について語ろう」

グループ①

【障害福祉制度について】

- どんないサービスを使っていますか？
→ヘルパー、地域活動支援センター、作業所など。
- 基幹相談支援センターについて
→相談にのってもらい助かっている。すき間を埋めてくれている。
ただ業務量が多いように思う。コールセンターみたい（ヘッドセットをしている）。
以前はもっと話ができいたのに。例えば本部で一括してコールセンターをしたらどうか。
- ヘルパー事業所の数は増えているが、ヘルパーの人数は変わっていない。分散しているのが問題だと思う。
- もっと合理的になったらいいのに。例えば請求業務も今はシステムを使っている。
- いろんなサービス使っている。3か月前から予約している。急に利用したいと思っても難しい。
- 周りの利用者さんについて、サービスについてわかっている人もいるけど、わからないまま使っている人もいる。
- 台風の時？
→急にキャンセルになるが当事者としては困る。例えば宅食にするなどしてもらえたら助かる。
→利用者に外出が危険であることの説明をしても（ガイドヘルパーと）外に行きたがる人もいる。
- 電車の割引について、療育手帳を持っているが、片道100キロ以上で半額となるが、せめて距離を半分にしてほしい。そんなに乗ることはめったにない。
→精神障害者保健福祉手帳も半額にならない。
→現場の判断で半額にしている場合もあるようだ。
→行政が運営している交通ならいいが、民間の場合は難しいだろう。

- 意思疎通支援を利用している。健康福祉プラザでやっている。
- 「堺市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例」についてどう思うか？
→ 条例では不十分だと思っている、法律にならないと。堺では手話にコミュニケーションも含めている。ここがついたのは堺が初めて。
- 障害者差別解消法についてはどうか？
→ 合理的配慮について、行政は義務、そのほかは努力義務。
- 差別解消法には罰則はあるのか？
→ 行政が差別では無いと言え、強制力はなくなるのではないか。

【恋愛について】

- 結婚して子どもがいる。夫婦で意見が違うこともある。今はケンカも少なくなった。はじめのころはお互いの障害理解が難しかった。子どもがいてよかったと思う。
- 愛と恋は違う。愛は自分中心で、恋は他者中心。
- 恋愛とは何か。依存とは違うか。単に共感しているだけか？ペットへの愛もある。
- 障害をもちながら母となった人もいる。
- 生きている限り恋愛感情はある。女性と触れる機会は多い。
- 昔は家族の理解が難しかった。
- 彼女がいるのに他の女性を好きになったことは？
→ 自分は、されたら嫌なのでしていない。
→ 結婚していないのであれば、好きになってもいいのではないか。
- 同じ病院にいた人と付き合っていた。
- 相手のことを想うと生き生きする
→ 脳内ホルモンが出るので、気持ちが高ぶる。
→ 彼女と会うと、どんなに辛くてもホッとする。
- 一目ぼれして付き合った。随分と年上だったが年齢は関係ないと思う。
- 愛に年齢も性別も関係ない！
- ピアサポーターにも注意しているが、共倒れにならないように。

グループ②

【障害福祉制度について】

- 福祉制度は、いっぱいありすぎてわかりにくい。
- 作業所にボランティアの人が来てくれるようにしてほしい。
- 介護タクシーではなく制度としてヘルパーが運転する車での移動を認めてほしい。
(公共交通機関を利用するよりも早くて効率的)
- どのようなヘルパーがいるのか顔がわかるような事業所情報があれば安心で有難い。
- 20年前は個人で専属のヘルパーに依頼し、自分の身体のことをよく知ってくれているヘルパーを利用できる等、ある程度自由に使えた。トラブルが起きた時はお互いが自己責任とされ、良い面と悪い面もあったが、ヘルパーを選ぶ意味で、良い面は残してほしい。
- 車椅子利用の人は住宅を見つけるのが難しい。
- 引っ越しの時に市営住宅や府営住宅に入りやすくしてほしい。
- 賃貸住宅の家主さんに断られる前に、仲介業者に車椅子は難しいと断られるので、車椅子利用者が住める住宅を増やしてほしい。

【恋愛について】

- 恋愛をするには制度（ガイドヘルパー）をうまく利用する。
- 結婚まで迎えるものだけが恋愛ではなく、恋愛って楽しいものであり、まずは出会いが大切。
- コミュニケーションのとりにくい人の恋愛は OK のサイン等、手の動きで伝えている。
- 好きな気持ちを伝える時は、ヘルパーさんに代弁してもらう。
- やっぱり自分の気持ちは自分で伝える。
- 人を好きになる気持ちが大切。
- 年齢や見た目で見つめる。
- 視覚障害のため、人のシルエットしか見えないので、（見えている範囲で）美人はかたちで決める。
- 恋愛は数十年していない。病気になって恋愛できなくなった。
- 片思いも恋愛。追っかけ等、テレビに出る人を好きになるのも恋愛なのでは。
- 健常者と恋愛するのは難しいので、当事者同士で話すほうが楽しい。
- 障害があるからということで諦めてしまい、恋愛が面倒になった。
- 女性として、男性から告白されたい。
- 女性と男性では恋愛に対する「思い」が違う。
- まずは遊びに行くことから。
- 社内恋愛（事業所内）が多く、趣味の合う人を好きになる。
- 作業所の人（当事者）に恋をしたり、施設長に片思いをしている。
- こちらが恋愛として見ても相手がそう思っていないのが寂しい。
- チャットでいくらでも出会いはつくれるが、所詮お友達をつくる程度の関係。
- 恋愛は心の問題、恋愛についてスマホで調べたことがある。
- 可愛いヘルパーさんがいる事業所情報がほしい。ヘルパーさんを指名できないのが残念。
- ガイドヘルパーさんに同行してもらい、複数でデートしたことがある。
- 同じ障害者同士、お互いにガイドヘルパーを利用し、4人でデートをしたが、車移動しても会話に気を遣った。2人だけで過ごす時はヘルパーを中抜け利用する。
- ガイドヘルパー利用で好きな人に会ったが、その人は自分ではなくガイドヘルパーを好きになり、とられてしまった気持ちになった。
- 重度障害者は恋愛するのは難しい。
- メールや電話で好きな人への想いを仲介してもらえると助かるが、守秘義務は本当に守られているのか、ヘルパーさんをなかなか信用できない。プライバシーは必ず守ってほしい。
- 恋愛は、自然な流れに任せるもの。待っていても来ないので自分から発信していく。
- 障害者の恋愛は人一倍努力しないと実らない。
- 障害者の婚活パーティーがあれば嬉しい。
- どんどんイベントに参加して出会いを求めることが大切。
- 恋愛の話はお酒を飲みながら語り合いたい。
- 制度の理解にしても、恋愛をするにしても、『どんなことでも思ったことは声に出していこう！』、『自分をしっかり持つことが大切！』。

グループ③

【障害福祉制度について】

- 作業所は楽しい。もし作業所が無かったら、うつ病になったり自殺願望が出て来たりしそう。
- 地域活動支援センターを利用している。
- 仕事に行く為の制度が整備されて欲しい。ガイドヘルパーでは仕事に行けない。
- ガイドヘルパーが通勤に使えないのはどうなんだろう。障害が進行して来たことで腕力が低下し車の運転が出来なくなった。仕事が出来なくなったのではなくて通勤が出来なくなったことで仕事を辞めた。社会に出て行く為に使えてこそその制度ではないのだろうか。
 - 毎日となると来てもらうのも難しいのではないかな？
 - 社会人として障害者を認めるかどうかという話。娯楽だけやっつけと言われても。
- (障害支援区分) 認定調査での調査員への伝わりにくさは嫌になる。「喋れている」、「動けている」、それで「元気そう」と見なされても困る。(難病で) 調子が良い時とそうでない時がある。その大変さが伝わらない。伝えようとするとうっとうしがられる。こちらも諦めてしまう。
- 福祉の仕事をしている人でも障害者に対して「暗い」等イメージと言うか、先入観がある。
- 福祉関係の仕事に就く人の給料も上げるべきではないだろうか。
- 認定調査員はランクの認定員。端から否定的なことを言わないで欲しいし、明らかに戦闘態勢で来るのも止めて欲しい。
- 車椅子って申請の時どこに行っていますか？
 - 健康福祉プラザの障害者更生相談所へ行く。
 - 今のこの車椅子、自腹で買ったんです。メイドイン USA。日本とアメリカでは違いがあり、日本は直して使うがアメリカは壊れるまで使うもの！といった感覚。耐性もあり長く使えるが、国によって制度やスタンスは違う。
- 同じ車椅子利用者の声や意見を聞いて、今日は来られて良かったです！
- それにしても健康福祉プラザは遠いな～。JR百舌鳥駅からも遠いし南海堺東駅からも遠いし。アクセスが悪い。
- 制度ではないけど、以前隣人とトラブルがあり、警察にも行ったけど引越すことに。その時、家の保証人のことで困ったことがあった。

【恋愛について】

- ご主人とどこで知り合ったのですか？
 - 知り合いの紹介でメールをした後でコンサートへ。今年で結婚10年になる。新聞にも掲載された。
- たまたまご飯に行った時に隣の席だった。ずっと一緒に仕事をしていたが、去年春に母が亡くなり終活。そろそろ結婚しましょうかという話になり結婚。でも若い頃だったら、全く違うタイプだし結婚していなかったと思う。お互い病気を持っているし2人で1人前。
- 出会いはありますか？
 - それが中々無くて…。
 - 気付いてないだけかもよ！？
- 自然と結婚となれば一番良いな～。

- 行政がお見合いパーティーを作ってくれたら良いな！
- 30歳位の時は彼女が居たが、親の反対を受けた。
- 飲み屋さんの隣に2人の女性が来てドキッ！しかし1回切りの出会いだった。行くお店を変えたのかな～。初対面では個人情報もあるし、携帯番号とかは聞けなかった。
→私なら「何番？何番？」って聞くけどな～！（一同笑い）
- フェイスブックはしている？
→誰でも見られるものなの？
→設定が出来るよ。
- 嘘偽りの有無は、5～6回のやりとりで見抜ける。
- 実際どんな人が居るか分からないし不安だな～。
- どんな女性が好みですか？
→きつい人は嫌だな～！→
→皆きつくなっていくのよ！（一同笑い）
- 笑顔って大切ですね。
- 30代までは容姿を見ていたが年代で変わっていく。今は嘘をつかない人が1番だと思っている。自分を良く見せようとする人（化粧等はいいが）は嫌だ。
- 素敵な人と一緒にどんな風に過ごしたいですか？
→USJに行きたい。ラブホテルとか。カラオケで好きな歌を歌って絆を深めたい。
- 恋人が出来たらどう変わるとお思いますか？
→今は夜1人で寂しいが、寂しくなくなると思う。煩わしさも出て来るのかもしれないけど。
- 今の夫は、空気のような存在。昔はもっとプレゼントもくれたけど、今は食事のみだったり。でも何かあった時、病気になった時に隣に居てくれる、大切な存在です。
- 恋愛するに当たって、障害でのこだわりとかありますか？
→相手に対して厳しく見ることを避けてしまうと言うか、自身にも障害があるので「悪いな～」と思って、つい気が引けてしまう。
- 相手に障害があると気になってしまうのはある。「どこを助けられるかなあ？」と話し合うことが大切。

グループ④

【障害福祉制度について】

- 今使っている制度について
→何も使っていない。
→。自立支援医療（精神）。就労継続支援B型（就B）。生活保護。ガイドヘルパー。
- 就労制度満足している？
→就Bは、1万5千円までの工賃。
→就労継続支援A型は最低賃金（生活保護だとあんまり…）。
→就労移行支援事業は、賃金なし。
→障害の事で就職活動が思いっきりできない。
→職業センターや障害者就業・生活支援センター（エマリス）で、職業適性検査を受けてみる？
→障害者雇用の罰金は1ヶ月5万円の罰金がある（全体の2%）
→（企業は）障害の程度が軽い人をとる。重度の人や重複障害の人はあんまり…。

- 受け入れ側が「精神だからダメ」と言われ、ハローワークには「障害を(企業に)言わなきゃだめ」と言われる。
- 職業訓練学校は「障害を(企業に)言わなくていい」と言われる。どっちがいいのか？
- 働いているときに、しんどさを職場に働き掛ける所はなかった？
 - なかなかエネルギーをつかえない。
 - 「相談」を思いつかなかった。今はハローワークと思えるがその時は知らなかった。
 - 職場では対等に扱ってもらえない。
 - 社会復帰して1年働いた。その時は、メンタル以上に身体のしんどさ(胃がいたいなど)が出てきた。(その結果)障害受容の中で自分に合う生活が見つけた。
 - 就Bの活動の中でお客さんを増やすことを考えるようになる。障害を持つ中で自分の夢を見つける。
 - 今の作業所や立場が生活を支えている。
 - 老後の事を考えると「どうしようか…」と踏み出せない。
- 仕事先と自分との間に入って取り持ってくれる機関って？
 - 障害者基幹相談支援センターに相談すると(対応する)窓口が聞ける。いきなりの就労相談ではなく普段の生活相談から。
- 仕事をしていると「生きている感」がある。
- 外に知り合いの人がいるとその人の力になる。

【恋愛について】

- 生活保護のため、一緒の世帯になると収入が減る(相手は仕事をしていて健常者)。仲は良いけど、この先どうなるか…。
- 病気の事は…伝えるのが怖い。でも「好き」は隠せない!!
 - 一歩踏み出すのは良いと思う。その後はお互いの頑張り。
 - 言っても言わなくてもダメな時はダメ。言わないと後悔してしまいそう。
 - 伝えたときはダメかなと思った。
- 女性の出入りしている所に行く事が大事。
- 働いていると恋愛に手が出せない。働かなくなって「寂しいなあ」「彼女ほしいなあ」と思う。
- パッと見て合うか合わないか分かる。合うと思ったら気持ちを大事にします。(合うと思った人に)気持ちをLINEで伝える→「尊敬しているけど…」
- 縁だと思う。無理やりの縁はすぐ切れる。
- 身体障害について、相手にどうしたら理解してもらえるか？
 - 10~20代の頃は考えていたが(自分が恋愛することに)リアリティがなくイメージできない。
 - 乙武さんのバイタリティがすごい。障害を持っている劣等感がない？
- 途中で障害を持った人と最初から障害を持った人では感覚が違うかな？
- 婚活パーティーでは収入とか聞かれる…。人柄、フィーリングから始まる事もある。
- 相手が障害のない人だと「負い目」がある。
 - 半端な気持ちでなければ伝えた方が…好きな気持ちは抑えられない！
- 今日の感想
 - 発散の場になりました。
 - 皆のいろいろな意見が聞けて良かったです。

(3) アンケート結果

※ 回答者数：11人（回収率：100%）

Q. 交流会はどうでしたか

- 1 よかった・・・・・・・・・・・・・・・・ 7人
- 2 どちらかといえば、よかった・・・・・・・・ 2人
- 3 どちらかといえば、よくなかった・・・・・・・・ 0人
- 4 よくなかった・・・・・・・・・・・・・・・・ 0人

【ご感想や次回話したいテーマなど、ご自由にお書きください】

- ・せっかく今日集まったので、みんなが参加できるサイトがあればよい。（色々なテーマで話せるもの）
- ・「恋愛について」がおもしろかった。「お見合いパーティー」か「出会いパーティー」を作ってほしいです。
- ・異性の支援者との間で感情に悩んだ時の気持ちの整理のつけかた。年に1回の交流会を2回くらいに増やしてほしい。
- ・恋愛について、自分からアタックしていく。待っていてもこない。自分から発信して行く。人1倍努力をしないとイケない。なかなか難しい。出会いがあればいい。イベントに参加して出会いを求める。お酒を飲みながら話をしたい。制度について、ボランティアの人が来たら良いなあ。
- ・個人の考えや想いが聞けて良かったと思います。進行役が上手で多くの話が出来たと思います。テーブルに女性が居なかったため恋愛については、少し話が柔らかかったと思います。同じような障害を持った人が同じような問題をかかえていると思いました。次回は就職について、相談から就労までの過程をどこに、どのように相談すれば良いのか教えて欲しいです。
- ・今日はありがとうございました。言いたい事、存分に話せました。大変思った事が言えたので良かったと思いました。
- ・テーマの一つ「恋愛について語ろう」は、私自身にはふさわしくなかった。次回は、「地域包括ケアシステムについて」をお願いしたい。
- ・今回話した就労についての話、パートナーについての話は、暮らしていく上で大切なことだし、個人個人の体験をもっと拝聴したいと思います。より多くの人のお話を聞き、刺激や知恵を得たいと思います。家で一人思い悩むより、そちらの方が前向きに事が進むと思います。
- ・各人の自己紹介をもうちょっと時間をとってやってほしいと思います。障害の重度化、高齢化、65才問題など取りあげてほしい。
- ・今回お話しした内容は、次回も引き続き同じ交流会の場で取り上げて頂ければ、誠に光栄です。特に恋愛に関する意見交換は、とても有意義で楽しいひとときとなりました。今後もお世話になるとは思いますが、僕のように未熟な障害者をどうか宜しくお願い申し上げます。今日は本当に有り難う御座居ました。

堺市障害者自立支援協議会 相談支援ワーキングチーム
平成29年度まとめ

1. ワーキングチーム立ち上げに至る背景

相談支援についての検討は、平成25年度に障害者自立支援協議会の地域生活支援部会、翌年度にネットワーク会議で実施された。また、平成27年度には協議会に位置付けた相談支援ワーキングを開催し、そこでの議論から「計画相談支援の手引書の発行」や「新任相談支援専門員に対するサポート事業の立ち上げ」などの成果につながった。

その後、地域生活支援部会の休会によって、相談支援を議論する場がなかったことから、平成27年度の相談支援ワーキングにおいて一定整理された課題等を継続的に検討していく場を求める声もあり、今年度改めて協議会内にワーキングを立ち上げ、より良い相談支援の仕組みや人材育成などを議論することとなった。

2. 実施内容

第1回	6月30日（金）	： 各構成員の業務や活動紹介、課題の洗い出し
第2回	8月29日（火）	： 課題整理・相談支援サポート事業について意見交換
第3回	10月31日（火）	： 課題整理・相談支援サポート事業について意見交換
第4回	12月11日（月）	： まとめと次年度に向けて

3. 構成員について

機関等	委員氏名	所属
相談支援事業者	高田 美奈子	総合相談情報センター
堺市障害者相談支援 専門員協会	数見 真人	しらすぎ・ネスト
	駒 俊之	生活支援センター しんしょうれん
堺市	桐山 和幸	障害者更生相談所・障害施策推進課
区協議会	武井 大和	堺区障害者基幹相談支援センター
事務局	足立・杉本・木田	障害施策推進課
事務局補助	小出	総合相談情報センター

4. 議論の要旨

第1回 現状・課題の共有と今後について

1) 計画相談の進捗（現状の共有・意見交換）

サービス等利用計画作成済み者は増加しているが、サービス利用者数（母数）の増加に追い付かず、進捗率としては障害者と児童とも約50%に滞っている。指定特定相談支援事業所（以下、「指定相談」）は99ヶ所、相談支援専門員数は180名で、ひとり相談員の事業所も多くある。進捗率は伸び悩んでいるものの、モニタリング期間を見ると毎月～3ヶ月が全体の6割以上を占め、全国的に見てもモニタリング期間を短く設定することで、よりきめ細かい支援がなされていることがうかがえる。

意見交換では、「もうていっぱいの状況で新規計画相談を受けられない。」（指定相談）、「いったん障害者基幹相談支援センター（以下、「基幹C」）で状況整理されているので移管は受けやすい。」（指定相談）、「何かあれば支援について相談できるのでありがたい。」（指定相談）、「丸投げにならないようにと思うと指定相談への移管までに時間がかかる。」（基幹C）などがでていた。

平成28年度から始まった「新任相談支援専門員の育成」については、継続して進める必要があること、

その内容についてはこのワーキングで検討していくことを確認した。

2) 相談支援専門員の人材育成（国研修報告・府動向共有）

国研修の報告では、平成31年度から相談支援の初任・現任研修カリキュラム改定や主任相談支援専門員の創設が予定されていることを共有。大阪府の動向（府下市町村の基幹C設置状況・指導者養成に力を入れている現状）についても共有した。

第2回 課題整理・相談支援サポート事業について意見交換

1) 課題整理表（計画相談支援）に関する意見交換

平成27年度の相談ワーキングで行った課題整理に対して、平成29年の現状からみて、各委員より意見交換を行った。

- ・モニタリング場所を自宅以外でも可能にしてほしい。
- ・自分で作成する「セルフプラン」は残るだろう。
- ・聞き取り調査員が調査時に聞き取った内容をもとにサービス申請し、計画内容と合致しない支給決定がされたケースが出てきている。

2) 相談支援サポート事業、次年度以降の展開

主には新任相談員に対するサポート事業の内容を検討するが、それに留まらず、広く研修全般についての検討をする旨、共有する。現在、相談支援専門員の学びの場は「指定相談支援事業所連絡会」「相談支援専門員協会」等があるが、様々な経験年数の相談員が集う中、新任者にだけに焦点を当てた研修を続けていくのは難しいのではないか。

新たに家庭教師型として、「助言する者」、「助言を受ける者」の双方の事業所訪問によるものも検討できないか。ケース支援に関しては基幹Cがフォローアップの役割を担う。

3) その他（報告）

- ・計画相談支援手引書改定
- ・緊急時対応事業
- ・地域移行支援事業アンケート調査

第3回 課題整理・相談支援サポート事業について意見交換

1) 課題整理表（計画相談支援）に関する意見交換

- ・モニタリング報告書の「利用者同意署名欄」を無くすことができないか。
- ・サービス等利用計画案の提出依頼書を本人宛てではなく、事業所に送ってほしい。
- ・サービス等利用計画案の提出期限を全区統一してほしい。
- ・サービス等利用計画案は障害福祉サービスの支給量の根拠にもなりうるので、十分に参考にして支給決定をしてほしい。
- ・業務量が多いので簡素化できる部分はしてほしい。
- ・65歳に到達した場合、介護保険申請を促されるケースとそうでないケースがある。統一してほしい。

2) 相談支援サポート事業

相談支援サポート事業は新任者を対象とし、今年度のワーキングで内容を検討し、次年度から実施する。

そのうえで、中堅層に対するブラッシュアップ研修やリーダー養成研修についても今後ワーキング内で論議していく。昨年度のサポート事業（新任相談員のための勉強会）に参加した相談員から「ひとり職場で右も左もわからなかった。この研修があって非常にありがたかった。」と感想が出ていた。

塾型

- ・座学＋ロールプレイ
- ・アセスメント様式・契約書の提案（事業所間で持ち寄って共有しても良い。）
- ・先輩相談員からの具体的なアドバイス（ex.介護保険事業所と違って、事業所からの報告書は自動的に来ない。）

新任者のためには学び聞くことができる場は大切である。サービス担当者会議なども「やるべき論」ではなく、やることのメリットを伝えられたら良い。

家庭教師型

- ・計画相談の書き方（具体的な表現の仕方）
- ・事務処理について実際に見学、アドバイス（ファイリングの方法・記録の取り方など）
- ・カンファレンスへのオブザーバー参加（参加についてはルール設定が必要）

塾型への参加者のうち、個別にも「アドバイスが欲しい場合」に利用とする方が良い。まずは塾型で学んでもらうのが良い。

3) その他

○計画相談支援手引書改定について

- ・障害児の手続き窓口の変更を掲載してほしい。
- ・標準的な締切日を掲載できないか。

手引書が活用されているのは相談支援専門員協会でも把握している。今後も協会や指定相談支援事業所連絡会で話し合われた中から、手引書に反映できる内容については、適時反映していく。

○川崎市視察報告

○緊急時対応事業報告

登録者182名。（10月末現在）30代～40代が多い。実績は1件。登録者の9割が計画相談を利用。ショートステイ（以下「SS」）先を3か所登録できている人はほぼいない。新たなSSの契約・利用勧奨は必要。

指定相談利用者にも高齢になった親と障害者である子の世帯は多い。「まだ大丈夫。」とSS体験利用までたどり着いていないケースも多い。潜在的なケースも含めればたくさんある。区協議会でもこの事業について日中活動系事業所から質問があった。周知が必要になってきている。周知に関しては総合Cから可能。この事業の対象者にならない場合には個別ケースとして基幹Cでも相談に乗る。

○地域生活移行支援会議報告

入所施設での高齢重度化・強度行動障害の受け入れ先の問題等があがっている。

○退院促進支援会議報告

○地域移行支援事業のアンケート調査報告

○第5期堺市障害福祉計画作成専門部会報告

第4回 まとめと次年度に向けて

第3回までのワーキングのまとめを行った。

【相談支援サポート事業のまとめ】

- ・大阪府相談支援従事者初任研修を受講するだけでは知識・技術ともに不十分であり、相談員として従事するためにはその後のフォローアップを必要とする。
- ・現在、相談支援専門員の学びの場は「指定相談支援事業所連絡会」「相談支援専門員協会」等があるが、様々な経験年数の相談員が集う中、新任者にだけに焦点を当てた研修を続けていくのは難しい。
- ・知識・技術と価値（理念）は相談支援の両輪であり、その両方をバランスよく学び続ける必要がある。
- ・「塾型」で学ぶだけでは新規事業所のひとり相談員がスムーズに業務従事していくのは難しい。事務含め個別の支援が必要である。

よって、次年度からはサポート事業を従前の「塾型」を継続するとともに個別のフォローアップを目的とする「家庭教師型」を新たに実施した方が、より効果的に相談支援専門員をサポートできるだろう。

5. ワーキングのまとめと今後について

過去実施された相談支援ワーキングにおいて「課題はたくさん出てくるがその共有に留まり、解決に向けてのアクションが起こせなかった。」という反省点があった。今期のワーキングは相談支援に関わるコアなメンバーが集まったの検討となり、「上がってきた課題をどこでどのように解決するか」までを話し合うことができ、結果、サポート事業は内容検討のうえ、次年度継続実施の運びとなった。

次年度（平成30年度）は改正障害者総合支援法施行や報酬改定が実施される年度であり、相談支援においては「主任相談支援専門員（仮称）」の創設を含め、人材育成に重きを置き、（相談員の量的確保から）「相談支援の質の向上」へと国は舵を切ろうとしている。また計画相談支援では「モニタリング回数の見直し」、「適正件数の提示」などが検討されている。こうした（国の動きの）中で、堺市の障害者（児）により良い相談支援を提供できる体制を構築できるよう、障害者自立支援協議会の中で、相談支援について検討する場を引き続き設ける必要がある。とりわけ、ひとり職場が多く OJT もままならない相談支援専門員のフォローアップと、相談支援専門員がベテラン相談員へ育ていけるように、フォローアップ体制を充実させることが急務の課題であり、次年度も相談支援ワーキングを実施し検討していく。

堺市障害者自立支援協議会 就労ワーキングチーム 平成29年度まとめ

1. 昨年度からワーキングチームの流れ

堺市障害者自立支援協議会では、就労支援をテーマに議論したことがなく、平成28年度にワーキングチームを立ち上げ、協議会構成員の中で就労支援に関わる機関をコアメンバーとし、多様化している「就労支援」を行う事業所や、「就労の相談」の窓口となり得る機関の現状を聞き、意見交換を重ねた。

その中で、働きたいと思って相談した当事者がきちんとあるべき窓口・事業所に繋がる必要があるとあり、そのためには、支援者の人材育成が必要であると同時にツールがあれば分かりやすいのではないかと。うまく支援を受けられていない支援難民を出していないのか。

近年急増している就労継続支援事業A型事業所（以下、就A）の実態を知り、連携していくためにはどんなことが必要か。などが中心的な話題となり、情報を整理し、市障害者自立支援協議会として出来ることは何かを今年度議論することとなった。

2. 就労ワーキングチーム構成員

増田（基）副会長、林委員、松林委員、古賀委員、増田（茂）委員、上田委員、堺市就労移行支援事業連絡会＜大口氏（パル・茅渟の里（就労移行））＞、米澤氏（障害者支援課）、事務局（足立・杉本）、事務局補助（高田・小出）

以上をコアメンバーとし、必要に応じてゲストスピーカーをお招きした。

3. 今年度の開催

第1回	5月26日（水）	：	昨年度の振り返りと今年度の取り組みについて
第2回	7月14日（金）	：	「授産活動支援センター」の業務について
第3回	9月8日（金）	：	「就労継続支援A型事業所の取組み」
	9月27日（水）	：	「就労継続支援A型事業所協議会」への出席
第4回	12月2日（金）	：	今年度のまとめ

4. 会議の要旨

第1回 昨年度の振り返りと今年度の取り組みについての議論を行った。

【意見】

- ・当事者目線で考える。
- ・就労移行支援・就A・就Bの連携、役割の違いについて発信が必要。
- ・選択をする際の事業所の手がかり（情報）があれば。特に就Aの情報不足を感じる。
 - ・良質な就Aの応援
 - ・様々な機関と就Aとの繋がり
- ・堺市内22か所。全部見て回るのは難しいかもしれないが。必要な情報をアンケートで取るのも方法。じゅさんあっと堺（授産活動支援センター）には情報が集まっているのではないかと。
- ・いったん集めた情報の更新が課題。既存のものを上手く活用して、継続した情報発信になるよう

にしていったらどうか。しっかり頑張っている事業所を押し出していくことができるのでは。

- ・最低賃金（以下、「最賃」）が支払える内容の仕事をしているのであれば、一般企業から仕事もらえるようなアピールをしていけると良い。
- ・内職から始まっている就Aもあるが、自社の仕事をしている株式会社もある。最賃にふさわしい仕事をしている就Aであれば、じゅさんあっと堺のHPに載せてもらうのも良いのではないか。授産という名前にこだわる必要はない。福祉サービス事業の一環として考えられる。
- ・支援員の障害に対する配慮がまだまだできていないというのが課題と言われていた。
- ・自立支援協議会のHPと連動することは出来るかもしれない。授産活動支援センターと話をしながら連動することができないか。
- ・就Aのスキルアップや他機関との顔の見える関係作りができないか。

⇒次回、授産活動支援センターをゲストで招き、連動や協同について考える。

第2回 ゲスト参加：栗原氏（授産活動支援センター）

授産活動支援センターの業務についてお聞きし、今後の連動や協同について意見交換を行なった。

【授産活動支援センターからの報告】

① センターの役割

- ・授産活動に関する企業等への営業活動、市民へ向けた広報啓発
- ・企業や市民等と事業所のマッチング
- ・事業所の意識向上や授産製品の開発に関わる支援

自主製品を作っている事業所にデザイナーなどの専門家の派遣を実施。

そのほかにも横繋がりを作ることを目的に、事業所が集まったの意見交換会を実施。

② 活動報告…大阪勧業展 2016 について、8,000 人来場するイベント。2 年前からブースを開設。

③ マッチング・コーディネート

ホームページの閲覧やマッチングも年々増加。堺市役所からの依頼が増えている。

【今後に向けた意見交換】

- ・就A 協議会へ参加している事業所は評価できる。差別化、付加価値をつけるシステム作りはできないか。
- ・自己評価シートを事業所に配ってもらうのはできないか。
- ・既存のアンケートに併せて何かできないか。相談支援の手がかりになるかもしれない。

第3回 就Aの現状を再度客観視し、本来望まれる就Aの姿及び就Aと連携について意見交換を行なった。

【就Aのあるべき姿／望むこと】

- ・就Aは指導員がしっかり配置されているから福祉サービスだと言えるが、本来仕事ありきで、仕事をこなせる利用者をマッチングする。（例えば、採算ベースの数字で仕事を評価できるなど）
- ・事業開始時の指定基準は箱（建物）としての条件。最賃が払えない作業内容（中身）かどうかのチェックはしていない。付加価値がどれだけ給与になっているのかが見えれば良い。締め付けよりもオープンにしていくことができないか。「最賃の払える仕事」が大事。
- ・結局、来てくれれば良いという状況で就Aに利用者が流れている。事業者がしっかり取り組みされても立ち行かなくなるともある。利用者から事業所が悪者扱いされてしまい、「就Aって一体何なんでしょう。」と途方に暮れている就Aもある。27

- ・ 就Aを選別するのではなく、仕事をしっかりと確保してもらい、利用者に安定して働いてもらう場所にしていく必要がある。就労移行支援事業や相談支援が送り手として就Aを理解して繋いでいく必要がある。
- ・ 就Aは企業ではなく、福祉であるから送り出せる。利用者を守るという意味で就Aと対話をしていくのは良い。知らない間に就Bになっていたり、経営が立ち行かないので就Bになったというのは納得いかない。そこが送り出した側に伝わってこない。
- ・ 「チャレンジしてごらん」と利用者を送り出していることもあるかもしれないが、本来最賃を稼げない利用者を送り込んでいることもあるのではないか。この禁じ手が悪循環を生み出している。
- ・ 短時間労働で、まだ一般就労が難しい人には就Aが適しているだろうなあと思う。

【就Aとの連携】

- ・ 送り出す側の方が、就Aがどんなところなのか知らない。認識がない。支援学校からも就Aへ卒業生を送り出すところが出てきており、就Aに対する理解が必要。進路先として「最賃がもらえる事業所」として就Aを紹介している。保護者はそこに惹かれる。ここ数年、特に勧めたりもしていないが、就Aを実習先に選ぶ生徒はほとんどいない。
- ・ 生活支援課、子育て支援課からの紹介もあると聞いている。
- ・ 就Bと同じ作業で高い給与をもらっていた利用者が「再度、就労移行支援事業や就Bを利用できるのか」を就Aも考えるべき。

【意見】

- ・ 就A協議会では、時間の制約もあり、市協議会として「繋がりをもっていきたい」という程度しか話せない。
- ・ 相談支援を軸にしたネットワーク作りをしていること、基幹Cもネットワーク作りをしていることを伝え、福祉側のネットワーク作りを進めていくことを伝える。関係を作っていく中で、安心して送り出していけるようにしていく。仕事の確保などは自立支援協議会ではできない。
- ・ 就Aの動向について客観的な情報は必要。
- ・ 就A協議会に参加している事業所に限定してアンケートはできないか。就A協議会には事業主ではなくサービス管理責任者が出てきているところもある。
⇒・ 就労移行事業所連絡会でもアンケートの方が意見を集約できた。

第4回 就労ワーキングチームのまとめを行った。

【就Aの事業所数・利用者数・就職者数】

- ・ 堺市内のデータを共有（一部まとめに記載）。
- ・ 廃止の際の理由は、「仕事の確保が難しい。利用者が集まらなかった。最賃があがったこと。」などが挙がっていた。
- ・ 辞めた利用者がどうしているかの追跡はできておらず不明。相談機関が関わっていなければ困っている可能性も高い。ある程度の把握と分析は必要ではないか。
- ・ 各機関で把握している範囲では、就Aから就Aへ移る方もいる。

以下、まとめに記載。

5. 就労ワーキングチームのまとめと今後について

【就Aの動向と現状】

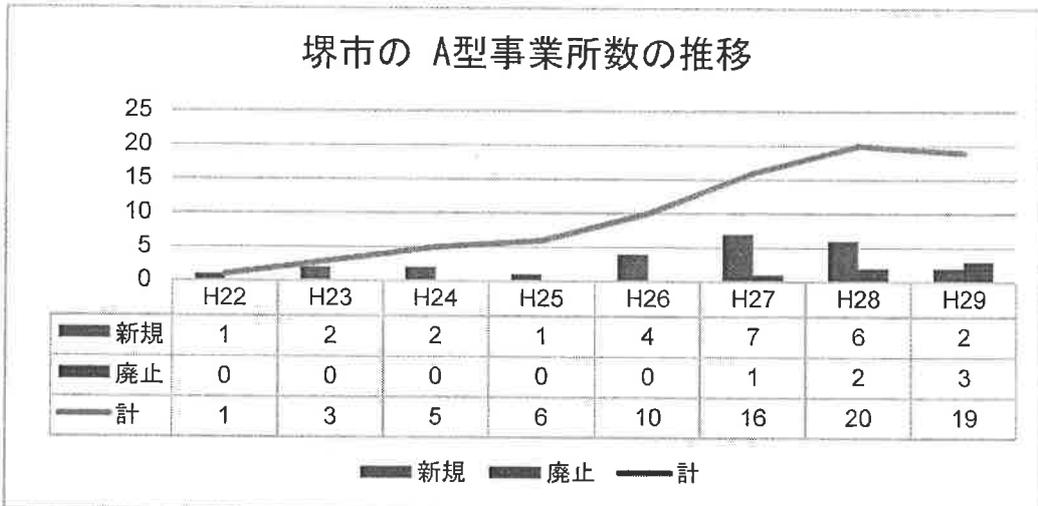
平成28年から平成29年にかけて、就Aを取り巻く環境が大きく変化していることが分かった。

全国では、広島県や岡山県で100人規模の就A利用者の大量解雇が報道され注視された。それにより、平成29年7月28日には厚生労働省から、「指定障害福祉サービス事業者の事業廃止(休止)に係る留意事項等について」の通達にて、廃止後も必要な障害福祉サービスが継続的に提供されるよう他の指定障害福祉サービス事業者その他関係者との連絡調整を課したところである。

全国的な変遷も踏まえ、堺市の変遷や現状を数字も交えて共有した。

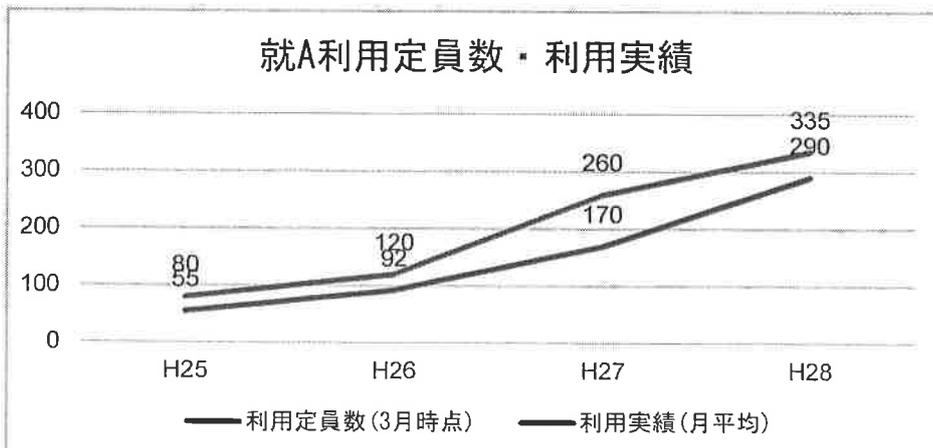
【事業所数】

- 堺市では平成27～28年で急増しているが、平成29年に入り廃止も増え始め、減少傾向に転じている。現在も、廃止や休止を悩んでいる就Aの実態を就A協議会でも聞き取ることができ、今後も減少することが予想される。
- 背景には、雇用関係では、特定能力開発金の制度改正、最賃の引上げ、社会保険加入の対象拡大などが影響しており、事業所単位での理由としては、仕事の確保、定員と雇用調整の難しさなどが挙がっている。



【利用者数】

- 平成25～28年度の統計では、平成26～27年度の定員数の伸びが2.16倍、利用実績は1.8倍と大きく伸びている。利用実績は、平成28年度にかけても、さらに1.7倍に増加しており、爆発的に就Aに通い始める方が増えたと見えた所以である。
- 一方で定員数に対する利用実績は、就労移行・就Bに比べて伸び悩んでいる部分も見受けられ、事業所側より「利用者が来ない。」といった声が聞かれたことにも一理ある。



【就労者数】

- ・ 平成 26 年度 6 名、平成 27 年度 14 名、平成 28 年度 16 名と徐々に増えてきている。就業・生活支援センターから紹介する際には、当初からステップアップ目的で利用開始するケースも少なくなく、結果一般就労者数の増加に繋がっているものもある。

【就Aのあるべき姿・就A利用者像の共有】

- ・ 最賃を支払うだけの仕事があるのか、また労働と対価が見合っているのか検証が必要である。
- ・ 現在、事業所指導の視点から行政が各事業所の訪問し、改善の必要な転換しては計画を提出してもらう流れになっているが、本来は、企業ベースで経営計画があり、収支を公開した上で、それを見直す仕組みになっていることが望ましい。
- ・ 当事者にもきちんと説明をすべきである。
- ・ 就 A は利用者と労働契約を結ぶが、一般企業より手厚い就労支援を受けられるという概念はあるものの、その尺度に共通項がない。就Aへ送り出す側も利用者像を持ちにくい。また、当事者自身も捉え方が様々であるため、就 A も利用者像を持ちにくい現状がある。
- ・ 暫定支給決定に関しても基準がなく、単一の事業所利用であることが多いためセルフプランが多く、外部からの評価の目が入りにくい状況はあるものの、どこかのプロセスで誰かは関わっているため、何らかの共通認識に基づく評価が必要である。

【動向を見た上での情報発信】

- ・ 最賃が上がれば経営が立ち行かなくなる就Aも増えるのではないかと考える。そこで解雇される利用者に対して、何らかの対応をしていく必要がある。
- ・ 利用者本人から発信がない場合は、ハローワークで失業保険の申請時にやっと把握できるのが現状。事業廃止時点で、関係機関での密な情報共有があれば良い。
- ・ 利用者からの発信を促し、相談支援機関がその情報を取得できるような環境作りを目指したい。

【利用者目線の支援】

- ・ 障害がある方にとって正しい情報を分かりやすく提供し、「障害がある方が困らないで、選択できる」環境が必要だろう。
- ・ 容易に移れる就Aを利用してしまうと、次に就 B や就労移行を使って再チャレンジしていくことに繋がらないのではないかとこの視点を持って支援することも必要だろう。

【協議会発信で出来ること】

- ・ 社会資源として、より良い事業の発展を期待する上で、相談支援機関も含めた支援者間で、顔の見えるネットワークづくり、情報共有や支援の質の向上のための交流の機会が必要ではないかと考える。
- ・ 事業所の支援力をあげる、それをフォローする仕組み作り、仕事獲得のための情報提供や支援、利用者のマッチングや定着支援がネットワークの中でできることだろう。
- ・ 就 A だけではなく、広く障害のある方の働くことを支えるネットワークが必要。担当者が変わっても常にお互いの業務を知り、連携できる環境を作り続けることが、「障害のある方が困らない」環境作りにつながる。

6. 用語説明

<p>就労移行支援</p>	<p>一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。一般就労に必要な知識・能力を養い、本人の適性に見合った職場への就労と定着を目指すサービスです。一般就労等を希望する65歳未満の障害者が対象となります。</p> <p>平成28年度3月31日時点で23か所、定員計303人で、利用月平均233人の方が利用しています。</p>
<p>就労継続支援 (A型・B型)</p>	<p>一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。</p> <p>A型については、雇用契約に基づいて就労することが可能な65歳未満の方が対象となります。</p> <p>B型については、就労経験のある方や、就労移行支援事業等を利用したが一般就労が難しいと判断された方などが対象となります。このサービスを通じて生産活動や就労に必要な知識や能力が高まった方は、就労継続支援A型や一般就労への移行を目指します。</p> <p>平成28年度3月31日時点で113か所、定員計1,831人で、利用月平均1,790人の方が利用しています。</p>
<p>障害者就業・生活支援センター</p>	<p>障害者雇用促進法に基づき、就職を希望する障害者、あるいは在職中の障害者が抱える課題に応じて、雇用及び福祉の関係機関との連携のもと、就業支援担当者と生活支援担当者が協力して、就業面および生活面の一体的な支援を行う。都道府県知事が指定し、全国318か所に設置（平成25年8月時点）。堺市では、平成16年4月より障害者就業・生活支援事業を実施し、同年12月に堺市障害者就業・生活支援センターを開設。</p>
<p>生活リハビリテーションセンター</p>	<p>障害者に対する各種機能訓練・生活訓練、高次脳機能障害に関する相談支援、情報提供、普及啓発などを行っています。</p> <p>脳や脊髄の病気やケガを原因とする身体障害のある方への機能訓練。 高次脳機能障害のある方への認知リハビリテーション、社会技能訓練。 中途脳損傷によって起こる高次脳機能障害に関する専門相談支援。</p>
<p>障害者職業センター</p>	<p>障害者雇用促進法に基づき、専門的な職業リハビリテーションを実施し、地域の関係機関に対して、職業リハビリテーションに関する助言・援助等を行う機関として位置づけられ、職業リハビリテーションの専門家として障害者職業カウンセラーが配置されている。</p> <p>障害者職業総合センター、広域障害者職業センター、地域障害者職業センターの3つがあり、全国47都道府県に設置。大阪府内には、大阪障害者職業センター（大阪府中央区）と南大阪支所（堺市北区）がある。独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が設置運営。</p>

堺市障害者自立支援協議会 防災ワーキングチーム
平成29年度まとめ

1. 昨年度からのワーキングチームの流れ

平成28年度に立ち上がった防災ワーキングチームでは、「障害者に関する防災の取組み」として、昨年度にワーキングチームでまとめた提言「(1) 災害時の拠点について(健康福祉プラザ)、(2) 啓発ポスターの作成、(3) 介護支援専門員・相談支援専門員への研修、(4) 民生委員への啓発」の進捗状況の確認と、議論が足りなかった「福祉避難所のあり方」について集中的に議論を進めた。

2. 実施内容

第1回	5月 9日(火)	:	進捗状況の確認と福祉避難所について
第2回	7月 6日(木)	:	同 上
第3回	9月 7日(木)	:	同 上
第4回	12月21日(木)	:	まとめ

3. 構成員について

三田会長、柏木委員、御田委員、前原氏(ギャラリーみなみかぜ)、原田氏(視覚・聴覚障害者センター点字図書館)、川端氏(堺市社会福祉協議会)、西尾氏・吉田氏(危機管理室)、田所氏(長寿社会部)、長尾氏(障害施策推進課)

4. 議論の要旨及び提言

(1) 災害時における障害者を支援する拠点について(堺市立健康福祉プラザを想定)

現在は、福祉避難所として指定されている健康福祉プラザであるが、直接支援ではなく、大規模災害時には他府県からの専門職派遣受入れや堺市社会福祉協議会 災害ボランティアセンターとの情報共有、コーディネート機能が不可欠であり、障害福祉の専門機関が集約している健康福祉プラザが、災害時の中核機関としての活用が期待される。

健康福祉プラザは、指定管理者制度により運営されており、指定管理業務とは別に各相談支援機関による相談事業や行政機関が設置されている。所管が複数部局にまたがっており、また堺市地域防災計画の人員動員計画にも影響することから、庁内において「災害時における障害者を支援する拠点づくり」について議論を進めて貰うことに期待する。

(2) 障害理解の啓発ポスター作成

昨年度の提言をうけて、健康福祉プラザ内の視覚・聴覚障害者センターを中心にポスター案を試験的に作成した。発災後、「障害がある方への配慮」について啓発するために、発災後の指定避難所に掲示すること想定としているが、平常時から市民への障害理解の啓発用ポスターとしても活用してほしい。

平成30年1月28日開催「自分らしく」フォーラム2018において会場に掲示した。また、堺市障害者自立支援協議会ホームページにおいても掲載する。

(3) 相談支援専門員・介護支援専門員への研修

「避難行動要支援者一覧」名簿登録率は、約17%である。当事者の中には、名簿登載に不安を感じる方もおられ、地域で日頃から「顔の見えるつながり」が大切であることや名簿登録同意の呼びかけを相談支援専門員等から行ってもらうこと、また日頃から災害の備え(緊急時の備え)の視点を持って、当事者へ接し

て貰うことを伝える研修を指定相談支援事業所連絡会など通しながら行っていきたい。

※「避難行動要支援者一覧」名簿登録とは

自ら避難することが困難であると思われる避難行動要支援者に同意を得ることにより民生委員児童委員による訪問調査を実施し、「避難行動要支援者一覧」を作成する。平常時において、地域（民生委員児童委員、自治連合会長、校区福祉委員長）と行政が避難行動要支援者の個人情報と共有し、地域における自助・共助の仕組み作りに役立てていくこと。

（４）民生委員への啓発

地域の担い手である民生委員の方へ障害理解の研修を区協議会で継続して実施している。また、平成30年1月28日（日）に『自分らしく』フォーラム 2018～いつまでも住み続けたい堺であるために～』を堺市障害者自立支援協議会と堺市民生委員児童委員連合会 障害者福祉委員会との共催で実施し、パネルディスカッションでは、民生委員と障害当事者で意見交換を行い、お互いに日頃からできることを考えました。

（５）福祉避難所のあり方について

「堺市の災害時における障害者の円滑な避難」について、別紙1のとおりまとめた。

（６）その他

・冊子「安心の第一歩～要配慮者・避難行動要支援者の支援に向けて～」について

所管である堺市長寿社会部から冊子の修正案について意見を求められ、協力を行った。

・当事者への発信

災害時だけでなく、緊急時についても同様に「日頃から一人でも多くの周囲の人に、自分のことを分かってもらうこと」の意識が大切であり、平成30年1月28日（日）『自分らしく』フォーラム 2018において発信した。

・重層的な関わりが大切

障害特性によっては、人との関わりを拒む方もおられる。緩やかに見守る人を増やして、重層的な関わりを持って支援することは、防災への取組みにも繋がるだろう。

5. 今後について

昨年度から「障害者に関する防災の取組み」について、集中的に議論を行い、現状と課題の共有を行うことができたが、災害の事象、規模、時間帯、季節などによって支援が異なり、防災への取組みは範囲が広く様々な取組みが必要で、日頃の備えと意識を高めることの啓発を発信し続けること、各々が防災に関する取組みを日常において続けて行くことが大切である。

防災意識を継続するには、通常の会議や研修などに「防災」の要素を少しでも組み込んでおくことが大切だろう。

今後、障害者自立支援協議会以外で、防災に関する会議などがあれば、障害者自立支援協議会として障害福祉の視点にたった意見を集約し、協力していきたい。

手や腕・足が 動かない方、動きにくい方も 避難されています

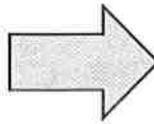


困りごと

お手伝いのポイント



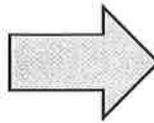

- モノが持てない、モノがつかめないことに不便を感じます。食事を持ち運ぶことが難しいです。



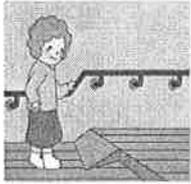
- 持ちにくそうなときは代わりに運んでください。
- 手の届く範囲に置いてください。



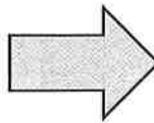

- 段差が大変だったり、移動に時間がかかることがあります。
- 車いすから移動がしにくい方もいます。



- 段差にはスロープをつけたり、手すりがある場所を利用できるようにしてください。



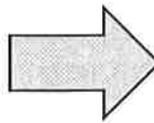

- 通路が狭いと移動がしにくくなることがあります。
- ものが置いてあると移動がしにくくなります。



- 通路幅を確保してください。
- 移動しにくそうなときは車いすを押す等の手伝いをお願いします。




- 食事をしたり、薬を飲んだりがしにくいことがあります。
- 着替えの際に介助があると着替えやすい方がいます。



- 本人の希望に応じて必要な支援をお願いします。
- お手伝いしましょうか？と聞いてもらうと助かります。

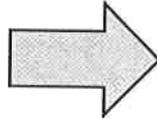
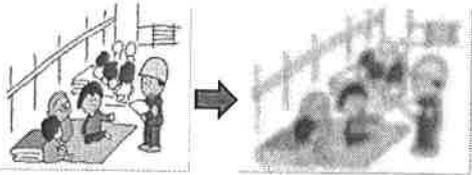


見えない、見えにくい方も避難されています



困りごと

• 見えにくいので、細かい状況が分かりにくいです。



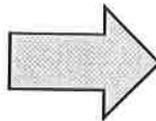
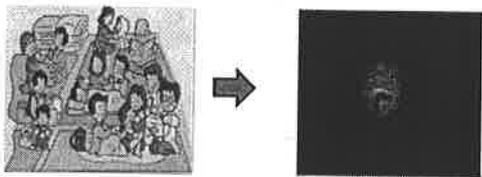
お手伝いのポイント



- 通路が狭く移動しにくいので誘導をお願いします。
- 通路近くに物を置かないようにお願いします。



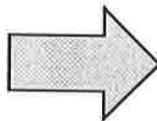
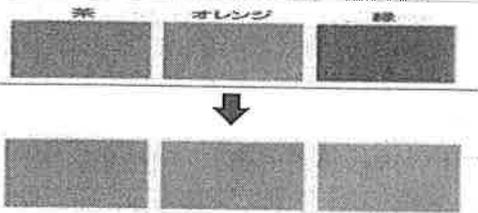
• 見える範囲が狭いため全体の状況が分かりにくいです。



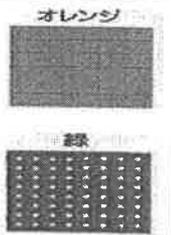
- 周りの様子が分かりにくいので、状況の説明をお願いします。
- ものを探しにくいのでご協力下さい。



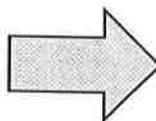
• 色が分かりにくかったり、区別しにくい色の組み合わせがあります。



- 色だけで区別せず、柄でも区別できるようにしてください。
例 線の入ったオレンジの箱と点の書かれた緑の箱 等



• 文字が読みにくいので、掲示物・印刷物を確認しにくいです。



- 掲示物や書類の読み上げをお願いします。
- 書類の代筆をお願いします。



病気やケガで脳に後遺症がある方も避難されています

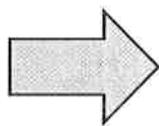


困りごと

お手伝いのポイント



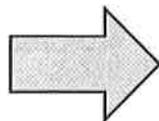
- 大事な情報の見落としや聞き逃しがあります。
- 見聞きした情報を思い出せないことがあります。



- メモに書いて渡してください。
- 忘れて困る情報は目につく所に貼り、いつでも確認できるようにしてください。



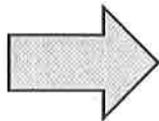
- ちょっとした事で、過敏になりイライラしてしまいます。
- 順番待ちなどで、我慢ができないことがあります。
- 雑音や周囲の話し声が気になり、落ち着かず疲れやすいです。



- 静かな（人が少ない）場所に誘導して、本人が落ち着くまで見守り、本人の話を聞いてください。



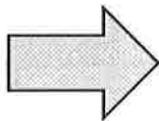
- 言いたい事を上手くまとめて話せなかったり、言葉が出にくいです。
- 十分に理解が出来ていなくても「わかりました。」と返事をする場合があります。



- ゆっくり声をかけてください。
- 絵や写真、文字を添えて話してください。
- 普段接している方に確認してください。



- 場所や時間等の予定が急に変更になると上手く対応出来ずにパニックになることがあります。



- 変更が起きた場合は、できるだけ早めに「いつから」、「なにが」変わったのかを分かりやすくお伝えください。



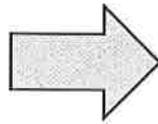
知的障害のある方も 避難されています



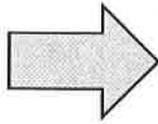
困りごと



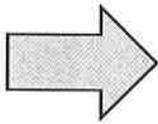
- 言葉を使ったり抽象的なことを考えるのが苦手で、状況の理解に時間がかかります。



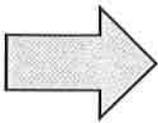
- 困っていても、自分のことやその内容をうまく伝えられないことがあります。



- 不安からパニックになることがあります。
例) その場から動けない、頭をたたくなど



- 感覚の過敏さがある大きな音や特定の音が苦手、痛みにも気づかないなどもあります。



お手伝いのポイント



- 通じにくい時は、身ぶり・手ぶりを使ってください。
- 絵や写真があれば、実物を見せることで通じることもあります。



- ゆっくり、やさしく聞いてください。
- 話を聞くときは焦らず相手のペースに合わせてください。



- 静かな（人が少ない）場所に誘導して、本人が落ち着くまで見守り、話を聞いてください。
- 普段接している方に確認してください。



- 人が多くなく、静かなスペースを確保して、落ち着ける環境を提供してください。



堺市障害者自立支援協議会 体制

平成29年度
《現 行》

堺市障害者自立支援協議会

障害当事者部会

地域生活支援部会 【休会】

防災ワーキングチーム

就労ワーキングチーム

相談支援ワーキングチーム

区障害者自立支援協議会

指定相談支援事業所連絡会

事務局会議

*必要に応じて拡大会議

平成30年度
《改正案》

堺市障害者自立支援協議会

障害当事者部会

地域生活支援部会

防災ワーキングチーム

廃 止

相談支援ワーキングチーム

区障害者自立支援協議会

※協力

指定相談支援事業所連絡会

事務局会議

*必要に応じて拡大会議

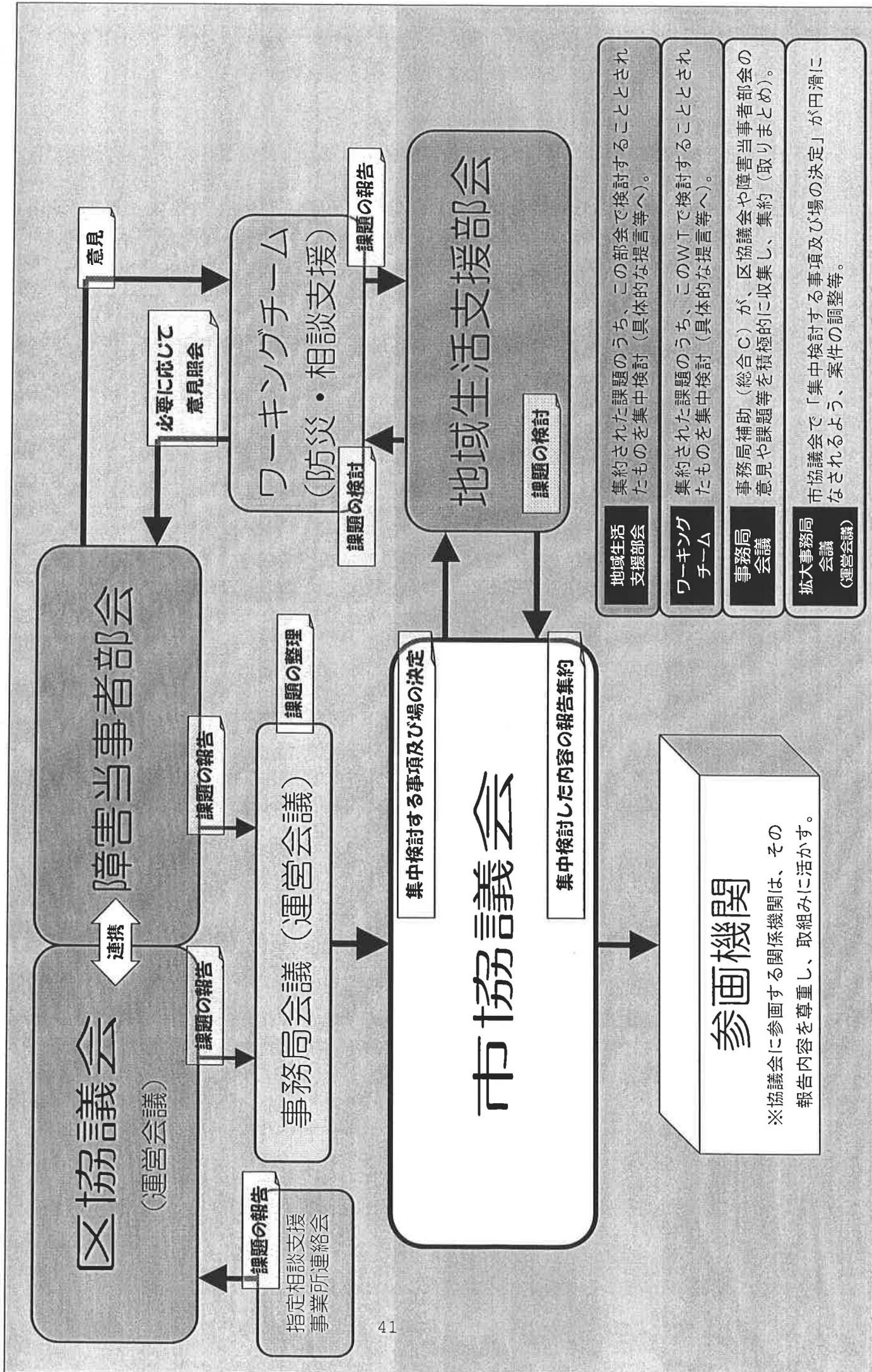
平成30年度 堺市障害者自立支援協議会の体制（案）

300216 堺市障害者自立支援協議会 資料

市協議会	障害当事者部会	地域生活支援部会	防災WT	就労WT	相談支援WT	区協議会	区指定相談支援事業所連絡会
<ul style="list-style-type: none"> 協議会全体の集約と把握、最終意思決定の場 代表者レベルで、年2回開催 各所の動きを代表レベルに報告し、情報共有する場 	<ul style="list-style-type: none"> 当事者同士が交流と理解を深め合う場 当事者の意見を出し、各所に伝えていく場 障害当事者のみ12名で、毎月開催 	<ul style="list-style-type: none"> 相談支援を中心に、個々のニーズに柔軟に対応し、地域生活に必要な支援、資源等について考える場 市協議会、区協議会により選出された委員によって構成 	<ul style="list-style-type: none"> 障害者に関する防災の取組みについて検討する場 <p>※H30年度継続</p>	<p>※H29年度で終了となるが、WTからの提言について、地域生活支援部会等で検討する</p>	<ul style="list-style-type: none"> 相談支援に関する情報を集約し、進捗把握する 情報を整理して、相談支援について検討する場 検討事項 ①相談支援専門員の人材育成 ②相談支援体制の強化 年間3～4回開催 <p>※H30年度継続</p>	<ul style="list-style-type: none"> 官民の相談支援の実務担当者を中心に、毎月開催 実務担当者が、日常的に協働して高め合う場 地域のニーズを発見し、具体的に解決する場 指定相談支援事業所連絡会への協力の 	<ul style="list-style-type: none"> 社会資源等の情報共有、情報交換 事例検討、困難事例の共有 研修や交流会など 支援ツールの検討など

※事務局会議について
事務局会議（事務局・事務局補助）は毎月1回。必要に応じて構成員を招集し、拡大事務局会議とする。

(案)





堺市障害者自立支援協議会設置規約

(名称)

第1条 本会は、堺市障害者自立支援協議会（以下「市協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 市協議会は、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健・医療関係者、教育・雇用関係機関、企業、障害者関係団体、学識経験者など、障害者福祉の関係者が幅広く参加し、地域での相談に関するシステムづくりについて、中核的な役割を果たすことを目的とする。

(組織)

第3条 市協議会には、各行政区内の相談に関する連携及び体制に関する仕組みについて中核的な役割を果たす区障害者自立支援協議会（以下「区協議会」という。）を設置する。

2 市協議会には、必要に応じて部会を置くことができる。

3 区協議会の運営等に関する事項及び部会の運営等に関する事項については、別に定める。

(事業)

第4条 市協議会は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 市全体の障害福祉の関係者による相談に係る連携及び体制の仕組みに関すること
- (2) 指定相談支援事業者の適正な運営を確保するための評価に関すること
- (3) 福祉サービス利用に係る指定相談支援事業者の中立・公平性の確保に関すること
- (4) 困難事例等への対応のあり方に関すること
- (5) 区協議会の統括に関すること
- (6) その他市全体における障害者の相談支援に関すること

(構成)

第5条 市協議会は、別表に掲げる関係団体及び関係行政機関（以下「構成団体」という。）から選出された者をもって構成する。なお、堺市男女平等社会の形成の推進に関する条例（平成14年条例第8号）の観点から、女性の委員への参画について配慮するものとする。

(役員)

第6条 市協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名以内

(役員を選出及び職務)

第7条 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、市協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(任期)

第8条 委員（市職員のうちから任命され、又は委嘱された委員を除く。）の任期は、各年度の2年間とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了後も新たに役員が選出されるまで引き続きその職務を行う。

(会議)

第9条 会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、第3条に規定する事項について協議する。

- 3 会長は、必要があると認めるときは、会議の内容に関係のある者の出席を求め、その意見もしくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。
- 4 市協議会の委員が、協議案件について利害関係があると認められる場合は、当該案件の協議から除斥させることができる。

(事務局)

第10条 市協議会の事務局は、堺市健康福祉局障害福祉部障害施策推進課に置く。ただし、事務の一部を委託することができる。

(委任)

第11条 この規約に定めるもののほか、市協議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規約は、平成19年3月29日から施行する。

附 則

この規約は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年4月1日から施行する。

別表

堺市
障害福祉サービス事業者
保健・医療関係機関
教育関係機関
雇用関係機関
企業
学識経験者
各区協議会
障害当事者部会
その他協議会が適当と認める者

(案)

○新旧対照表

旧	新
<p>堺市障害者自立支援協議会設置規約</p> <p>(役員)</p> <p>第6条 市協議会に次の役員を置く。</p> <p>(1) 会長 1名</p> <p>(2) 副会長 <u>1名</u></p>	<p>堺市障害者自立支援協議会設置規約</p> <p>(役員)</p> <p>第6条 市協議会に次の役員を置く。</p> <p>(1) 会長 1名</p> <p>(2) 副会長 <u>2名以内</u></p>

(案)

堺市障害者自立支援協議会 区障害者自立支援協議会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、堺市障害者自立支援協議会設置規約（平成19年3月29日制定。以下「規約」という。）第3条に定める区協議会の運営等に関することについて必要な事項を定める。

(区協議会事業)

第2条 区協議会は、次の事業を行う。

- (1) 市協議会への報告、提案に関すること
- (2) 地域の状況、ニーズ動向の把握に関すること
- (3) 困難事例への対応に関すること
- (4) 地域の関係機関によるネットワークの構築に関すること
- (5) 指定相談支援事業所連絡会への協力に関すること
- (6) その他区域における障害者の相談支援に関すること

(構成)

第3条 区協議会は、次の各号に掲げる団体等から選出された者をもって構成する。

- (1) 区障害者基幹相談支援センター
- (2) 地域福祉課
- (3) 子育て支援課
- (4) 保健センター
- (5) 子ども相談所
- (6) 障害者更生相談所
- (7) こころの健康センター
- (8) 発達障害者支援センター
- (9) 指定相談支援事業所連絡会
- (10) その他区協議会が適当と認める者

(役員)

第4条 区協議会に、次の役員を置く。

- (1) 代表 1名
(選出方法及び職務)

第5条 代表は、委員の互選により選出する。

2 代表は、区協議会を代表し、会務を総理する。

(会議)

第6条 会議は、代表が招集し、議長となる。

2 会議は、第2条に規定する事項について協議する。

3 代表は、必要があると認めるときは、会議の内容に関係のある者の出席を求め、その意見もしくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

4 会議の開催は、原則毎月1回とする。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

この要領は、平成19年3月29日から施行する。

附 則

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(案)

○新旧対照表

旧	新
<p>堺市障害者自立支援協議会 区障害者自立支援協議会運営要領</p> <p>(区協議会事業)</p> <p>第2条 区協議会は、次の事業を行う。</p> <p>(1) 市協議会への報告、提案に関すること</p> <p>(2) 地域の状況、ニーズ動向の把握に関すること</p> <p>(3) 困難事例への対応に関すること</p> <p>(4) 地域の関係機関によるネットワークの構築に関すること</p> <p>(追加)</p> <p>(5) その他区域における障害者の相談支援に関すること</p> <p>(構成)</p> <p>第3条 区協議会は、次の各号に掲げる団体等から選出された者をもって構成する。</p> <p>(1) 区障害者基幹相談支援センター</p> <p>(2) 地域福祉課</p> <p>(3) 子育て支援課</p> <p>(4) 保健センター</p> <p>(5) 子ども相談所</p> <p>(6) 障害者更生相談所</p> <p>(7) こころの健康センター</p> <p>(8) 発達障害者支援センター</p> <p>(追加)</p> <p>(9) その他区協議会が適当と認める者</p>	<p>堺市障害者自立支援協議会 区障害者自立支援協議会運営要領</p> <p>(区協議会事業)</p> <p>第2条 区協議会は、次の事業を行う。</p> <p>(1) 市協議会への報告、提案に関すること</p> <p>(2) 地域の状況、ニーズ動向の把握に関すること</p> <p>(3) 困難事例への対応に関すること</p> <p>(4) 地域の関係機関によるネットワークの構築に関すること</p> <p>(5) <u>指定相談支援事業所連絡会への協力に関すること</u></p> <p>(6) その他区域における障害者の相談支援に関すること</p> <p>(構成)</p> <p>第3条 区協議会は、次の各号に掲げる団体等から選出された者をもって構成する。</p> <p>(1) 区障害者基幹相談支援センター</p> <p>(2) 地域福祉課</p> <p>(3) 子育て支援課</p> <p>(4) 保健センター</p> <p>(5) 子ども相談所</p> <p>(6) 障害者更生相談所</p> <p>(7) こころの健康センター</p> <p>(8) 発達障害者支援センター</p> <p>(9) <u>指定相談支援事業所連絡会</u></p> <p>(10) その他区協議会が適当と認める者</p>

「自分らしく」フォーラム 2018

～いつまでも住み続けたい堺であるために～

実施報告書



日時	平成30年1月28日(日) 13:00～15:30	場所	堺商工会議所 2階大会議室
参加人数	合計 250名 内訳) 民生委員 180名 その他 70名	主催	堺市障害者自立支援協議会、 堺市民生委員児童委員連合会 障害者福祉委員会

実施内容

始まる前に協議会を紹介するスライドショーを流した。

全体司会：足立係長（障害施策推進課）
堺市障害者自立支援協議会の紹介（三田会長）

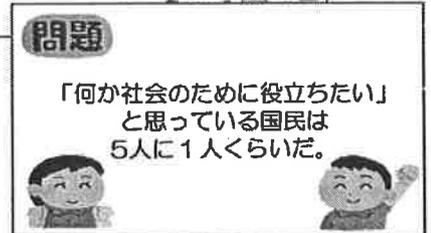
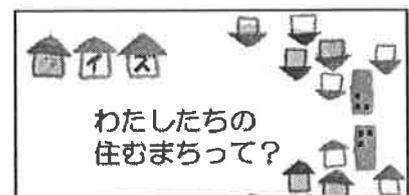


第1部「わたしたちの住むまちって？」 13:00～13:45

司会：しましまんず 池山 心氏

全17問の〇×クイズは、参加しやすいように、福祉にかかわらない身近な問題から始まり、認知症やひきこもりなど社会的な課題まで幅広い内容とした。進行を依頼したお笑い芸人の池山氏の巧みな話術と雰囲気づくりにより、会場に一体感が生まれた。

全員参加形式（各自〇×の紙を手元に持って回答）で「私たちの暮らしの実情」、「堺市の特色」、「人とのつながり」等に関するクイズを解く内容であったが、1問ごとに歓声があがったり、正答に驚いたり、とても盛り上がった。一方的な講義とは違ってとても実のある時間となった。



第2部 パネルディスカッション

「わたしたちにできること。あなたにできること。」14:00～15:20

コーディネーター：三田 優子先生（堺市障害者自立支援協議会 会長）
パネリスト：西川 久信氏（浜寺東校区 民生委員児童委員長）
信田 禮子氏（錦綾校区 民生委員児童委員長）
丸野 照子氏（障害当事者部会 部会長）
北村 和孝氏（障害当事者部会 副部会長）



各パネリストを紹介するスライドを用意し、パネリストの色々な面を知ってもらった。

当事者部会委員から、自分と民生委員のつながりについて、
「民生委員って知っているけど、自分のところには来ないなあ。」
「『何かあった時はよろしくね』と言ってます。」

民生委員の活動も様々

「病院からの退院してきた人を長年地域で支えてきた。
相談があって、専門の窓口へつないでいくのも役割の一つ。」

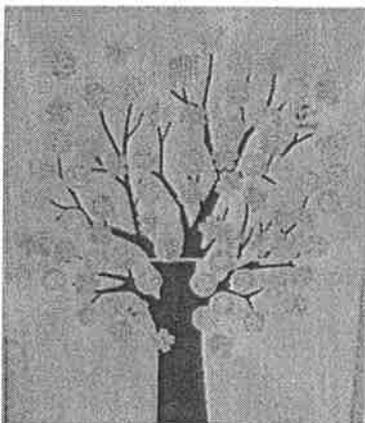
引きこもりの体験をもつ当事者からの話も織り交ぜる。
「ほおってほしいわけではない。来てくれたらうれしい。」



もし災害が起きたらどうするか、それぞれの立場から
「民生委員だって助けられる立場に、障害当事者が助ける立場になることもある。
どちらかが助ける、助けられるという関係ではない。
助けてほしいと声を出すことの大切さ。」

前田委員（当事者部会委員）が登場し、自分と地域のつながりについて話してもらった。
「自治会長を務めた経験、できることを地域で担っていた。」

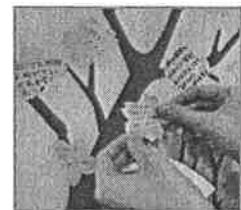
これから自分にできることを出しあった。
「もっと民生委員活動を知ってもらう、何かあれば民生委員に相談してほしい。
助けてと声を上げられるようにする。」



最後に参加者の皆さんに、「自分にできること」を書いた桜のシールを会場内にある木に貼ってもらう。

～一部抜粋～

「笑顔であいさつ」
「庭のブドウを近所に配る」
「いつも感謝する」
「歩み寄って花をさかせましょう」
「日々の守りを大切に。」
「耳をダンボにして活動してきます。」



資料8

平成29年度 後援名義等の許可状況一覧

使用許可申請日	申請団体	代表者	種別	事業名称	実施日	内容
H29.8.22	堺市精神保健福祉セミ 十一実行委員会	委員長 北村 和孝	後援	第24回堺市精神保健福祉セミ 十一	H29.12.8 H29.12.9	「見て・聴いて・知って!! ～心と心でつながろう～」というテーマで、座談会や講演会を行い、精神障害について楽しく学べるイベントを開催
H29.9.4 50	せいかつをゆたかか 実行委員会	代表 千住 真理子	後援	第5回せいかつをゆたかか に障害児・者性教育セミナ ー	H30.1.21	「発達」と「セクシャル리티」の視点を深めつつ、障害のある人たちの性と生を考え、教育分野、障害福祉分野と家族を含めた障害児・者の生活全般における、本人理解と教育、支援のあり方を考え、学びあう
H30.1.23	堺市就労移行支援事業連 絡会	幹事 大口 哲史	後援	堺市就労移行支援事業連 絡会 主催研修会	H30.3.22	・就労移行支援事業説明 ・堺市就労移行支援事業所連絡会の10年の歩みを振り返り、共に歩んで来た事業所の実践報告 ・定着支援においての企業ニーズ・事業所支援の理解と今後の支援力研鑽となる実践報告

資料9

平成29年度 視察等対応 実績一覧

機関名	相手方	内容	視察	傍聴	交流	講師	取材	日時	場所	視察者数	対応者(敬称略)
大阪市平野区	大阪市平野区地域自立支援協議会	障害当事者部会の傍聴		○	○			平成29年8月23日(水)	福祉会館	6	障害当事者部会
大阪市平野区	大阪市平野区地域自立支援協議会	障害当事者部会交流会の傍聴		○				平成29年10月25日(水)	堺市産業振興センター	2	障害当事者部会

参考資料

平成30年度 堺市障害者自立支援協議会 年間スケジュール

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市協議会	日時		25 (金) 13:30~									22 (金) 13:30~	
	場所		未定									未定	
	内容		市協議会									市協議会	
区協議会	日時												
	場所												
	内容												
障害者 就労支援 委員会	日時												
	場所												
	内容												
UN 事務局会議	日時	3 (火) 15:30~	1 (火) 15:30~	5 (火) 15:30~	3 (火) 15:30~	7 (火) 15:30~	4 (火) 15:30~	1 (月) 15:30~	6 (火) 15:30~	4 (火) 15:30~	7 (月) 15:30~	5 (火) 15:30~	5 (火) 15:30~
	場所	未定	未定	未定	未定	未定	未定	未定	未定	未定	未定	未定	未定
	内容	事務局会議	事務局会議	事務局会議	事務局会議	事務局会議	事務局会議	事務局会議	事務局会議	事務局会議	事務局会議	事務局会議	事務局会議
	日時												
	場所												
	内容												
	日時												
	場所												
	内容												

◎堺区：第3水曜日PM ◎中区：第3水曜日AM ◎東区：第2金曜日PM ◎西区：第4木曜日PM
◎南区：第2水曜日PM ◎美原区：第3火曜日PM

いつもは第4水曜日の午後2時~4時に開催していますが、次年度の日時については障害当事者部会で決めます。